

鎖帶鉄桿・鎖帶石礅と清代後期刑事裁判

鈴木秀光

はじめに

- 一 乾隆期の鎖帶鉄桿・鎖帶石礅
- 二 嘉慶十六年以降の鎖帶鉄桿・鎖帶石礅
- 三 鎖帶鉄桿・鎖帶石礅より見たる清代後期刑事裁判
おわりに

はじめに

清代において行われた刑事処分の一つに「鎖帶鉄桿」「鎖帶石礅」と呼ばれるものが存在する。鎖帶鉄桿は「鉄桿」、すなわち鉄の棒を鎖でもつて身体に結びつける刑事処分であり、鎖帶石礅は「石礅」、すなわち石の塊を鎖でもつて身体に結びつける刑事処分である。⁽¹⁾

この鎖帶鉄桿や鎖帶石礅は、例えば『清史稿』には、

嘉慶以降……四川、陝西、湖北、河南、山東、安徽、廣東などの匪徒で、また鉄桿や石礎に繋げるという例があるが、一時の創刑である。

〔嘉慶以降……而於四川、陝西、湖北、河南、山東、安徽、廣東等省匪徒、又有繫帶鐵桿・石礎之例、亦一時創刑也。〕

とあるように、嘉慶期以降の一部の省で用いられた一時的な刑事処分として説明される。また鎖帶鐵桿や鎖帶石礎について正面から言及する研究として滋賀秀三氏の「刑罰の歴史」⁽²⁾が挙げられるが、そこでもまた、

なお、限られた地方にだけ行われたものとして、鎖帶鐵桿、鎖帶石礎とて、鉄の棒または大きな石塊を鎖をもつて身体にしばりつけ、一年、三年、五年等の期間、家に居るにも街へ出るにも常にこれを身につけて生活せしめるという刑事処分があつた。凶惡な匪徒で、犯行自体は法に照らすと笞杖枷号にしか当らない場合に、ないしは徒に當る場合にその通常の執行に代えて、この処分が加えられた。

とあるように、限られた地方で実施された刑事処分として説明される。

鎖帶鐵桿や鎖帶石礎は鉄桿なり石礎なりを身体に結びつけるものであるが、「清史稿」や先行研究において両者が並列して述べられるように、この両者には刑事処分としての質的な差異が基本的には存在しなかつたと考えられる。⁽³⁾そしてこの鉄桿や石礎を結びつける目的は、それによつて身体的苦痛を与えることよりも、むしろ身体の自由な活動を困難にすることにあつたと思われる。

次頁の繪は、一八〇八年にロンドンで出版された *The punishments of China* に掲載されている銅版画で、A Malefactor chained to an Iron Bar という名称が付されてゐるものである。⁽⁴⁾ この英語の名称から判断して、鎖帶鉄桿を描いたものに相違ないと思われる。詳細は不明であるが、出版時期から考えれば、恐らくは広州に来航した西洋人によつて描かれたものであろう。⁽⁵⁾ ここに描かれる鉄の棒から下げられている鎖には木片らしきものが付いており、そこには「⁽⁶⁾ 叠犯」という文字が確認できる。⁽⁷⁾ この文字から判断すれば、この犯罪者は窃盜の常習犯であると考えられる。そしてここに描かれる刑具から判断するに、鎖帶鉄桿を科された者が走つたり激しい動きをしたりすることは困難であろうが、日常の一般的動作に関しては大きな支障を伴わなかつたと思われる。⁽⁸⁾ こより鉄桿なり石礎なりを身体に結びつけることの意味は、犯罪者の拘束管理を簡素化しつゝも逃亡を防ぐことについたと考えられる。当時、（原則として未決囚の拘留場所である）監獄に入れることでその者の自由を剥奪することあるいはその状態を「監禁」と呼んだが、鎖帶鉄桿や鎖帶石礎に関しては「繫禁」や「礎禁」といった用例が確認できる。⁽⁹⁾ これらは、犯罪者に鎖帶鉄桿や鎖帶石礎を科すことによつてその者の自由を剥奪することあるいはその状態を指す表現に他ならない。清代において部分的に行われていた刑罰としての永遠監禁が、犯罪者を監獄に閉じ込めてその自由を剥奪する自由刑であったとすれば、鎖帶鉄桿や鎖帶石礎もまた鉄桿なり石礎なりを犯罪者の身体に結びつけることによつてその自由を剥奪するという意味において、これらもまた一種の自由刑と見なすことが可能である。

先行研究も指摘するように、鎖帶鉄桿や鎖帶石礎は一年や三年といった所定の期間科されることになるが、その間の処遇としては、国家の拘束下に置かれて何かしらに使役させられることが一般的であつたと考えられる。例えば、道光十九（一八三九）年の湖廣総督の奏請では、鎖帶鉄桿とされた犯罪者について「すべて衙門の前および各巡典衙



門で拘束する「俱在衙前及各巡典衙門管束」とある⁽⁹⁾し、後述する「湖南省例成案」では、充軍犯や流犯で鎖帶鉄桿などを科された者について、駅站での使役や開墾、あるいは公用の夫役に充当させるとする。⁽¹⁰⁾また台湾の新竹県に関することとして、日本統治期になつて書かれた『新竹廳誌』には「敵犯は石礮を付けて役に就かしむ」とあるほか、⁽¹¹⁾「淡新檔案」には鎖帶石礮とされた犯罪者の処遇に関する檔案がいくつか存在する。⁽¹²⁾

ところでこのような内容を持つ鎖帶鉄桿や鎖帶石礮であるが、これらが当時の刑事裁判においてどのように運用されたかについては、「一時の創刑である」とか「限られた地方にだけ行われた」といった指摘がなされるに過ぎない。

ここよりこれらの刑事処分が通常の刑罰とは異なる形で運用されたであろうことは推測し得るもの、その具体的な内容についてはほとんど分かっていないと言える。鎖帯鉄桿や鎖帯石礮が指摘されるように清代後期に部分的に実施されたとすれば、その具体的な運用形態はいかなるものであったのか。またそのような刑事処分が必要とされた当時の刑事裁判とはそもそもどのようなものであったのか。

本稿では、清代後期に部分的に実施されたとする鎖帯鉄桿と鎖帯石礮という刑事処分の運用を各種規定などから解明するとともに、そのような刑事処分を通じて当時の刑事裁判の在り様を考察することを目的とする。以下、第一章では、乾隆期の省例から早期における鎖帯鉄桿と鎖帯石礮を考察する。第二章では、中央レベルの章程を中心として嘉慶十六（一八一二）年以後における鎖帯鉄桿と鎖帯石礮を考察とする。そして第三章では、鎖帯鉄桿と鎖帯石礮の考察によって得られた知見を通じて、清代後期における刑事裁判の在り様を検討する。

一　乾隆期の鎖帯鉄桿・鎖帯石礮

鎖帯鉄桿や鎖帯石礮は『清史稿』では嘉慶期以降のこととされるが、管見の限り、史料上で鎖帯鉄桿や鎖帯石礮あるいはそれに類すると考えられる刑事処分が確認できるのは乾隆期からである。その早期の事例として、例えば福建省『省例』所収の乾隆十七（一七五二）年の史料が挙げられる。⁽¹³⁾これは犯罪者の逃亡などに関して知県が詳請したもののを巡撫の命令により道と布政使、按察使が共同で検討するものであるが、その検討部分に次のような指摘がある。

徒犯が配所に至つた場合には、例として脚に木靴を用いている。調べてみると、その長く厚い型や、縦に鉄棍を

背負い脛に鉄輪を繋げることは、律内の獄具図に掲載されているものではないため、定まった方法として頒布して用いることは望ましくない。原犯が匪賊であつた場合や狡猾な者は、凶惡なままであるので、警備は厳重にしなければならない。しかし警備の者に責任をもつて注意して警備させれば、自ずと疎かにすることにはならない。窃盜犯に鈴を携帶させることは、夜間に乗じて窃盜を行うことを防ぐものであつて、人に音を聞かせて窃盜を気づかせるものである。逃亡を防ぐことには意味が無いので携帶させるに及ばない。また別に鉄棍を用いて非刑に関わることをするにも及ばない。

〔至於徒犯到配、例應脚用木靴。查長厚式様、以及豎背鐵棍、繫脛鐵圈、律內獄具圖所未載、未便定式頒行。其原犯匪竊及狡黠之犯、鷹眼未化、防範不可不嚴。惟有責令防夫加意看守、自然不致疎虞。若竊盜繫帶響鈴、原以防其乘夜肆竊、使人聞響知覺。於禁逃之義無取、不必攜帶。亦不必另用鐵棍、有干非刑也。〕

ここで言及される「縦に鉄棍を背負い脛に鉄輪を繋げること」とは、内容から判断して鎖帯鉄桿を叙述的に表現したものと考えられる。按察使らの説明によると、その鎖帯鉄桿と思しき刑事処分と「木靴を履かせること」はともに徒犯が配所に至つた場合の刑事処分であり、したがつてこれらは徒刑の附加刑と見なすことができる。そして木靴については「例として」と指摘されるように少なくとも現場レベルでは事実として継続して行われている刑事処分であるため、その木靴と同列に論じられる鎖帯鉄桿と思しき刑事処分もまた同様に現場レベルで事実として継続して行われていたと考えるべきであろう。

したがつて知県の詳請とは、現場の実務において事実的な対応として選択される刑事処分、すなわち権宜的処置を

省例という形で省レベルの規範に取り込むことを企図するものといえるが、しかしこれを検討した按察使らは、こうした権宜的処置は律の獄具図に掲載されていない「非刑」であるとしてその適用を否定した。獄具図とは律例の巻頭に掲載されている諸図の一つで、刑具を紹介するものである。⁽¹⁴⁾ここで紹介されている刑具は、笞・杖として叩く際に用いる「板」、枷号で用いる「枷」、死罪囚などに用いる手かせである「杻」、犯罪者の送致の際などで用いる鉄製の綱である「鉄索」、徒罪以上で用いる足かせである「镣」の五種類である。⁽¹⁵⁾これらの刑具はそれぞれ寸法や重さなどが定められており、この獄具図に掲載されているものが公式に使用を認められた刑具と解されるものである。これを逆に言えば、ここに掲載される刑具以外のものを用いた場合、それは官僚による専断としての「非刑」と見なされるものであった。現場レベルの実務上の対応として知県が詳請する鎖帶鉄桿と思しき処置は、このような「非刑」と見なされて、按察使らにより否定されることとなつた。

『治浙成規』所収の乾隆五十六（一七九一）年の史料は、先の福建省『省例』と同様、知県の詳請について巡撫の命令により按察使が検討するものである。⁽¹⁶⁾知県は、以前窃盜により杖と刺字を科された者がその刺字を消して再度窃盜を行つたことについて、律が規定する窃盜の罪と条例が規定する刺字を消したことの罪とを比較した場合に後者の方が重くなるとして、後者の条例により枷号二カ月杖一百と定擬することに言及したうえで「查律載、「竊盜二十兩、杖八十」、又例載「竊盜自行銷毀刺字者、枷號三個月杖一百」各等語。此案估贓二十二兩零。李阿三、除計贓律止杖八十係再犯加枷號三十日輕罪不議外、合依「竊盜自行銷毀刺字」例、枷號三個月、滿日杖一百、折責四十板刺面。仍補刺右臂「銷毀」之字」、その犯罪者に関して次のように提案する。

今回の窃盜は再犯であるとはいへ、かさねて窃盜が二案あることは實に悪事を続けて悔い改めようとしているものである。まさに發落した後に鉄鎗を結びつけ、保証人に引き渡して監督させ、一日と十五日に点呼を行い、もつて適切な戒めであることを示すべきである。もしよく悔い改めた場合は、取り外すこととする。

〔今次行竊、雖屬再犯、但疊竊二案、實屬怙終不悛。應請於發落之後、釘帶鐵鎗、交保管束、朔望點卯、以示允警。倘能改過自新、再行疏釋。〕

ここで知県は、このような犯罪者は窃盜の常習犯であると見なし、刑罰執行後に悔い改めるまで鉄の棒たる鉄鎗を身体に結びつける、すなわち鎖帶鉄桿とするなどを提案した。この鎖帶鉄桿は、条例により枷号三カ月杖一百と定擬してそれを執行した後に実施するものであり、枷号や杖の附加刑と位置づけられるものである。

巡撫からこの知県の提案の検討を命じられた按察使は、次のような検討内容を示した。

鉄鎗を結びつけることは、匪賊を懲らしめる方法のように思えるが、ただ笞・杖から斬・絞に至るまで五刑は完備しており、すべて律例に按照して引用することができる。鉄鎗や石礮の類は五刑に含まれないものである。もしこれらを結びつけさせたならば、永遠枷号と何が異なるであろうか。

〔釘帶鐵鎗、雖似懲匪之法、但自笞杖以至斬絞五刑全備、俱可按照律例引用。如鐵鎗・石礮之類、不在五刑之内。如令釘帶、與永遠枷號何異。〕

ここで按察使は知県が提案する鎖帶鉄桿のみならず鎖帶石礎にも言及しており、その検討内容は知県の詳請内容に止まらなかつた。したがつて按察使は、鎖帶鉄桿や鎖帶石礎が現場において権宜的处置として行われていることをすでに認識しており、今回の知県の詳請を契機として、詳請で言及する鎖帶鉄桿のみならず鎖帶石礎も併せて検討対象にしたのではないかと考えられる。そして鎖帶鉄桿と鎖帶石礎はともに律例に規定がある五刑には含まれない刑事处分であり、律例を按照する形で用いることができないとして、按察使はこれらの適用を否定した、そしてこの按察使の判断が巡撫らに受け入れられて省例として省内に通達された。

以上の二事例では、鎖帶鉄桿や鎖帶石礎ないしそれに類すると考えられる刑事処分に関して、律例が規定するものではないとしてその適用を否定する。しかし当時の省例を見ると、逆にその適用を規定するものも確認できる。その一つとして、例えば福建省『省例』所収の乾隆五十四（一七八九）年の史料が挙げられる⁽¹⁸⁾。これは不正を行う吏役の処罰に関して道台が提案した内容を、総督の命令を受けて布政使と按察使が検討し、その内容を省例として通達するものである。

まず道台の提案内容は以下の通り。

今後、不正な吏役がゆすりやもめごとを起こす事案では、誣告であれば反坐させるほか、訊問して事実であれば、まさに嚴刑で処罰すべきである。ゆすった贓物や壊した器具を計算して、倍する形で賠償させる。通稟して記録しておくほか、太くて頑丈な足かせを造つて両足を拘束し、上は大きな鎖を用いて首に結びつけてそれを足かせに繋げ、堅く繋げて永遠に外さないこととする。酌量して離れる二尺とし、俯く形で行動させ、頭を上

げることができないようになる。地保に引き渡して厳しく管理させ、毎月官に赴かせて点呼をする。このように変通して処理すれば、これを枷号や石礮と比較した場合、なお食事や呼吸を妨げることにならず、拘束せずとも拘束の効果が得られる。生涯身をかがめることになれば、再度吏役になつて悪事を働くことができなくなり、強情でおとなしくない性質を止めるには十分である。その上、近所や地元の人々が群れをなして指さしして見れば、みなが不正な吏役の悪事に対する報いと知り、笑うべく恥ずべくして、徒や流の流謫の罪で寂しく赴いていくことを観ることに比べて、さらに戒めを明らかにして人心を快くするに足る。

〔嗣後蠹役詐擾之案、除虛誣反坐外、如訊得實、當即嚴刑處治。計其所詐贓物及毀碎器具、著令加倍追賠。一面通稟存案、一面打造粗壯脚鎖、羈其兩足、上用大鍊鎖項、聯貫脚鎖、牢加釘定、永不開放。酌量相離一尺、使其俯首而行、不能仰視。交與地保嚴加稽查、每月赴官點驗。如此變通辦理、較之枷號・礮示、尚不礙其食息、而不禁之禁。僵僂終身、不得復充肆橫、已足以斂其桀骜不馴之性。且使鄰里鄉黨、群加指目、咸知蠹惡之報、可笑可恥、以視徒流遠罪寂然遠逝者、更足之昭炯戒而快人心。〕

道台の提案を受けた按察使らが検討した内容は次の通り。

犯罪の流罪以上については律例に按じて定擬するほか、まさに外縁の徒罪以下に定擬すべきものは、管轄の知府に命じて、太く大きな鉄の円盤状のものを作り、首の上に囲むように繋ぎ、大きな鉄鉢を吊り下げ、身長の高低に按じて鉄の鎖で足枷に繋ぐこととし、まさに徒一年とすべき場合は繋げること二年とし、罪に照らして順次加

重し、期限が満了すれば刺面して釈放する。犯罪の刑罰が枷号以下の場合は、枷号の期間に関わらず、すべて繰り返すこと一年とする。

〔除犯應流罰以上者、仍按律例定擬外、其應擬外結徒罪以下者、飭令該管之知府、製造粗大鐵圓、於項上環鎖、鎖下墜以大鐵鑿鈴、按其身材長短、用鐵鍊串透脚镣、如應徒一年者令掛兩年、照罪遞加、滿日刺面釋放。如犯在枷責以下者、無論枷限日期、概掛一年。〕

道台の提案する刑事処分と按察使らの検討するそれとは、内容的に完全に一致しているとは言い難いものがあるが、道台の提案を按察使らが検討するという関係性からすれば、前者の提案内容について適用条件などを含めてより具体化したものが後者と考えるべきであろう。その後者では刑罰の内容として、鉄鈴を吊り下げた円盤状の首かせのようなるものと足かせを鎖で繋ぐと説明しているが、ここから判断するに、鉄鈴を吊り下げるなどを除けば、先に提示した鎖帶鉄桿の絵のうち鉄の棒の部分が鎖になつたイメージであろうか。

道台の提案内容と按察使らの検討内容を総合すると、不正な吏役を処罰する際、犯罪内容が流罪以上に相当する場合は律例通りに対応するほか、徒罪相当については、徒一年の場合は提案する鎖帶鉄桿に類する刑事処分を二年科し、徒罪が重くなるに従つてその期間を増やすこととし、枷号以下の場合は一律一年とする。徒罪相当の場合に科される期間が徒一年以外は規定されていないものの、道台が徒や流などの配所に流謫される刑罰との比較で論じていることから明らかのように、ここでの刑事処分は徒以下の代替刑として現地において科すものであつた。そしてその刑罰は、道台の提案に「このように変通して処理すれば」とあるように、従来の律例に規定される刑罰を科すこ

とを変更するものとして認識された。したがつてここで鎖帶鉄桿に類する刑事処分は、律例には規定がなくその適用が本来は認められない「変通」としての刑事処分が、省例に規定されることによって、その省のレベルにおいて適用が認められるに至つたものと理解できる。

また『湖南省例成案』所収の乾隆二十四（一七五九）年の史料も、鎖帶鉄桿と思われる刑事処分の適用を規定する⁽¹⁹⁾。この史料は、窃盜の常習犯に関する「積匪猾賊」例、すなわち「窃盜」条の条例および関連定例の解釈運用に関連して按察使が提言を行い、それが裁可されて省例となつたものである。按察使は、冒頭で「積匪猾賊は地方に害を為すため、審理して事実であれば、かつて刺字されたかどうかを論ぜず、辺衛に發して充軍とする〔積匪猾賊、為害地方、審寔不論曾否刺字、發邊衛充軍〕」という「窃盜」条の条例を引用し、さらに近年の定例では辺衛充軍から新疆の巴里坤などへの発遣に変更されたため、環境が過酷な地への発遣は慎重に行うべき「近奉定例〔積匪猾賊、俱改發巴里坤等處、給種地兵爲奴〕」とした上で、以下のように提案する。

今後、窃盜犯を捕縛した場合、務めて從来の窃盜で発覚していないものの回数を逐一明らかにし、四回以上で贓物が五十両を超える事案、および六回以上で贓物が三十両を超える事案、ならばに毎回の銀が十両に至らず錢も十千文に至らずも窃盜が十回を超える場合は、すべてまさに「積匪猾賊」により発遣に定擬する。犯罪の回数と贓物の銀とを互いに比較して、あるいは犯行数は満たしていても贓物が少ない場合、あるいは贓物は満たしていても犯行数が多くない場合、おのずからその時々で犯情と刑罰とを考え、

あるいは減等して徒に定擬し、あるいは同様に処罰すれば、罪には差をつけるも処理は食い違わないことになる。もしこれらの徒に減等した犯罪者が、通常の徒犯と比べると同じではないため、配所に至った後は逃亡や揉め事を起こす危険性がある場合、あるいは当該地方の地方官に命じて、五尺の長い鉄桿一本を準備して、上は首に鎖で繋ぎ、下は左脚に鎖で繋ぎ、日中は駅站で苦しい仕事をさせ、夜は厳しく鍵をかけられ、防備を厳しくして奸徒を戒めるに足る。

〔嗣後拏獲賊、務將從前行羈未發次數、逐一究出、如在四次以上又有賊逾五十兩之案、及六次以上又有賊逾三十兩之案、八次以上又有賊逾十兩之案、并每次銀不及十兩、錢不及十千而行竊已滿十次者、俱應以積匪猾賊、定擬發遣。如犯次賊銀兩相比對、或犯次及數而賊少、或賊已及數而犯次無多、自宜臨時酌量情罪、或減等擬徒、或從一科斷、庶使罪有差等而承辦不致紛岐矣。倘以此等減徒之犯、較之尋常徒犯不同、到配之後、恐有疎脫滋事之處、或行令該地方官、置備五尺長鉄桿一根、上鎖頸項、下鎖左脚、日則在駅充當苦差、夜則嚴加閂鎖、亦足以嚴防範而儆奸徒。〕

条例の規定は単に「積匪猾賊」とあるのみで、具体的な犯行回数や贓物の規定を欠いているが、按察使の提案は、条例を適用する場合の犯行回数と贓物を定めてその基準を明確にすることを目的とする。犯行回数と贓物の基準を満たさない場合、案情によつて「積匪猾賊」例で充軍とするか減等して徒とするかを判断する。そして徒に減等した場合は、窃盜の常習犯ということから配所において採め事を起こす危険性があるとして、これらの犯罪者については、鎖帶鉄桿と考えられる首と左足を鎖で鉄棒に繋げるという刑事処分を行うことを提案する。したがつてここでの刑事処分は、「積匪猾賊」の減等徒犯に対する附加刑と見なすことが可能である。

上記提案をした按察使は、自らの提案した鎖帶鉄桿を軍流犯の一部にも適用すべく、同年に以下の提案を行い、これも裁可されて省例となつた。⁽²¹⁾

軍犯と流犯は使役するかどうかの区別が存在するも、取締りと防備には異なるところが無い。その上、軍犯と流犯の二項は、原犯の案情がそれぞれ同じではないため、どのように安置して使役するかはおのずから区別されるべきである。もしその人がもともと良民で、一時の過誤で罪を犯したに過ぎず、また資本や技術を持つていて自活することができる場合、これらの犯罪者ははばかるところがあつて、ほしいままに脱逃することはしないため、保甲に交わして引きとらせ、自活することを許す。流犯であれば使役を免じ、軍犯で使役する場合は呼び出して用いる。もし本人が事情により来ることができない場合は、人を雇つて代わりとさせることを許し、もつて使役の義を尽くす。もし先のような犯罪者で、資本や技術は無くも年が若く元氣であつて、自らの力で生活できる場合は、まさに正印佐雜の各衙門に分けて派遣し、水草夫や轎轅夫などに充当し、班役などに交わして監督させる。流犯は毎日の得るべき賃金を与え、軍犯は原例では使役すべき人であるため、ただ食事と衣服を与えて、賃金は与えない。もし年若く強壯であるも、犯した罪が窃盜の常習犯であつたり、悪者が悪事を働いたりした場合であれば、これらの犯罪者は本籍においても忌むところがないため、ひとたび配所に至つたら、絶対に分に安んじて法を守ることができない。凶行を行うのでなければ、機会に乗じて逃亡するため、慎重に防備をすべきであり、そのようにこそしくじりを免れることができる。請うらくは、徒犯の例に照らして、あるいは鐵桿や鎗鈴を繋げあるいは堅く厚い木靴をはかせ、駅站が有る州県では駅站に交わして使役し、使役内容に応じて衣

食を与える。駅站が無い地方では、あるいは官地に派して開墾させ、あるいは公用の夫役に責任をもつて充当させる。なお専門の担当者に監督させ、朝に出かけさせて晩に収容し、遠くに行かせたり脱逃することを許してはならない。もし実際に年老いたり身体に障害がある人で動いたり歩いたりすることができない場合は、養濟院に入れさせて救貧の食糧を与え、乞食頭に責任をもつて管理させる。以上の軍流の各犯は一日と十五日に県に呼び集めて、一人一人点呼する。

〔是軍犯之與流犯、雖有當差與不當差之分、而約束防範、本無二致。且軍流二項之中、其中原犯案情、各有不同、作何安置當差、自宜稍為區別。如其人本係良民、一時過誤獲罪、又有資本手藝、可以自謀生理者、此等人犯、自必有所顧忌、尚不致恣意脫逃、應交給保甲收管、聽其自謀生理。流犯免其充役、軍犯遇有役使之處、傳喚應用。如本犯有事未到、許其出資僱人代替、以盡當差之義。如前項人犯、並無資財手藝、而年力精壯、可以自食其力者、應分撥正印佐雜各衙門、充當水草夫及轎夫等役、交給班役人等管束。流犯應給與每日應得工價、軍犯原例應當差之人、止須給與口糧衣服、無庸給與工銀。如有年力強壯、按其所犯係積匪竊賊、奸宄不法情事、此等人犯其在本籍原係無所不爲、一到配所、斷不能安分守法。若非行兇爲匪、必致乘間兔脫、務須加謹防範、庶免疎虞。請照徒犯之例、或懸帶鐵桿・鎗鈴、或穿堅厚木靴、有驛州縣即發交驛遞當差、應役量給衣食。如無驛遞地方、或撥給官地令其墾種、或有公用夫役、責令充當。仍耑人交給管守、早放晚收、毋許遠行疎脫。如有寃在老邁殘廢之人、不能動履者、即撥入養濟院、給與孤貧口糧、責成丐頭管理。以上軍流各犯、每逢朔望、即令傳集赴縣、逐名點驗。〕

やや長めに引用したこの史料は軍流犯の配所における処遇の一端を垣間見ることができるものとしても興味深い

が、ここにおいて按察使は、軍犯と流犯には使役するか否かの差が存在することを前提として、配所における軍流犯を四つの類型に分類してそれぞれの処遇を提案する。すなわち第一に、一時の過誤で罪を犯し技術や資本がある者の場合、彼らは自活するにまかされ、軍犯で使役する場合はその都度呼び出し、また代役を立てることも認める。第二に、同じく一時の過誤で罪を犯すも技術や資本は無く、若く元気な者の場合、彼らは各衙門において使役し、流犯には賃金を与え、軍犯には衣食のみを与える。第三に、若くて元気であるが窃盜の常習犯や悪者による悪事などの場合であり、彼らには鉄桿や鉄鎗、あるいは木靴を用いた上で、駅站での使役、あるいは開墾や衙門で使役し、専門の担当者に監督させる。第四に、労働に耐えない老人や障害者の場合、養濟院に収容して救貧の食糧を与える。そしてすべての軍流犯を月に二回、県に呼び出して点呼を実施する。本稿で問題とする鎖帶鉄桿は以上のうち第三の類型に対してのみ用いられるものであり、配所において揉め事を引き起こすことや配所からの逃亡を防ぐことがその目的であった。したがつてここにおける鎖帶鉄桿も、先の「積匪猾賊」の減等徒犯と同様、配所における軍流犯に科される附加刑と見なすことができる。

なお上記の二つの省例はいずれも乾隆二十四（一七五九）年に制定されたものであるが、他の省例により若干ではあるが鎖帶鉄桿の運用に関してその後の展開を辿ることができる。前者の「積匪猾賊」の減等徒犯に関しては、乾隆三十一（一七六六）年の省例で「積匪猾賊」例の解釈運用は湖北省の章程に依拠することが定められた⁽²²⁾が、その湖北省の章程には鎖帶鉄桿に関する規定が存在しないため、この乾隆三十一（一七六六）年の省例によつて鎖帶鉄桿の適用が廃止になつたと考えられる。後者の軍流犯に関しては、同じ按察使の提案による乾隆二十七（一七六二）年の省例で、配所に至つた後まずは通常の対応として鎖帶鉄桿などを適用せず、揉め事を起こした場合に初めて鎖帶鉄桿な

どを科すこととし、その状態でさらに事件を起した場合は「永遠禁錮」とすることとなつた（初到之時、似應照常分別安挿。如一有違犯、即以木靴套足、鐵桿繫頸、安挿城鎮人烟湊集之處、聽其乞食營生。如木靴・帶桿之後、敢再行強逞兇、則詳明收入外監、給以口食永遠禁錮、以示懲戒⁽²³⁾）。そして乾隆三十四（一七六九）年の省例で、鎖帶鐵桿などが科された場合でも二、三年問題を起こさずに過ごせばそれを外すこととなつた（仍於各犯中之積匪猾賊以及兇橫不安本分之人、置備木靴・鐵桿、分別繫頸・套足、令其在城乞食營生、俟二、三年後、果能悔過安分、再行釋除、與尋常軍流遣犯、一律安挿）。

以上、乾隆期の省例に現れる鎖帶鐵桿や鎖帶石礎ないしそれに類すると考えられる刑事処分を紹介してきた。乾隆期の省例にはこれらの刑事処分の適用を規定するものもあれば、逆にその適用を否定する省例も存在した。そして地域的なことを考えれば、例えば福建省の場合、福建省『省例』所収の乾隆十七（一七五二）年の省例においては配所での徒犯に対する適用が否定されるも、逆に乾隆五十四（一七八九）年の省例においては（吏役の不正に関わる犯罪に限定されるも）配所での徒犯を含めてその適用が認められた。このように同一の省において時期によつて適用の可否が異なつていてからすれば、ある省では適用が認められ、別の省では認められないといった適用を巡る地域性は確認できないと考えるべきであろう。時期的なことを考へても、適用を認めない『治浙成規』所収の省例が乾隆五十六（一七九一）年であり、適用を認める福建省『省例』所収の省例が乾隆五十四（一七八九）年であつて、両者はほど時期を隔てていない。したがつて、ある時期には認められ、ある時期には認められないといった適用を巡る時期性も存在しないと言えるであろう。また適用の否定を定める福建省『省例』所収の乾隆十七（一七五二）年の省例に

せよ、『治浙成規』所収の乾隆五十六（一七九一）年の省例にせよ、現場レベルではすでに実施されているものを省中央の裁可を得るべく提案してそれが否定されたと考えられるものであり、その正統性はともあれ、当該時期におけるこれらの省でそうした刑事処分が全く実施されていなかつたことを意味するものではない。

したがつてこれらの省例より当時の鎖帯鉄桿などを考えると、まず各省の現場において権宜的処置として部分的に実施されているという状況があり、その上で督撫や按察使などの省中央がそれらを制度の「変通」として容認するか、五刑や獄具図などには存在しない「非刑」として否定するかといった対応を探つたとみなすことが妥当であろう。そしてそれは特定の地域性や時期性といったものを見出しえないと考えれば、その時々の各省の督撫や按察使による総合的な判断に由来するものであつて、その意味において督撫らの対応もまた永続的な規範創設を目指すものであつたというよりはむしろその時々に応じた事実的な対応であつたと言える。⁽²⁵⁾ 当時の史料で鎖帯鉄桿などと考えられる刑事処分を示す表現が叙述的であり、また史料によつて微妙に異なる内容であつたことは、これらの適用において現場の事実的対応たる権宜的処置が中心であつたことや、たとえ省例に規定されたとしてもそれが省レベルでの事実的な対応に過ぎなかつたことを強く示唆している。そしてそのことは、このような刑事処分がそもそも省例でしか確認できず、中央の規定などでは確認できること自体からも明らかであると言えよう。

二 嘉慶十六年以降の鎖帯鉄桿・鎖帯石礮

乾隆期以来の鎖帯鉄桿や鎖帯石礮に明確な変化が現れるのは、管見の限り嘉慶十六（一八一）年以降である。その変化とは、これらの刑事処分の適用を各省の督撫が申請して中央の刑部や皇帝が裁可することを通じて、中央レベ

ルの規範に規定されるようになつたことである。

その嚆矢となつたものは嘉慶十六（一八一二）年の四川總督の奏請と考えられる。この奏請そのものは確認することができなかつたが、『刑案匯覽』所収の史料よりその内容を知ることが可能である。⁽²⁶⁾ それによると總督は、四川省の搶奪に関する専用の規定⁽²⁷⁾があるも竊盜にはそうした規定が存在しないこと〔査定例、川省攔搶匪徒特立專條示警、而緒匪則仍照竊盜計贓科罪〕、また四川省のすりは他省とは異なること〔川省緒匪、實與他省不同〕を指摘した上で、以下のように述べる。

従来の処理した成案では、およそりの五、六回の場合は、みな「積匪猾賊」に比照して減等して徒に定擬して上奏し、なお四川省の「懲治匪徒」例に照らして、徒の期限に基づいて鉄桿に繋いで戒めを示すも、通常の罪が笞杖に止まるすりについては例に照らして発落しており、処理が画一ではない。これらの匪徒は釈放された後、官法はこの程度に過ぎないと考え、凶暴で倅岸な性質は改まらず、法を軽んじることがさらに酷くなり、再び匪賊となることを防ぐことは難しい。その上、一度発落したならば、方々に分散してぶらぶらと遊ぶに任されるため、若輩が意氣投合して、結果として訴えが起ころくなる恐れがある。ひそかに思うに、法は公平であることを尊び、もとより重くなりすぎることは宜しくないが、弊害は徐々に積み重なるものであつて、まさに未然に防ぐべきである。思うに、すりは軽い盜みとはい、日が経てば大きな犯罪者集団となるものであり、もし厳しく処罰しなければ、犯罪者の結びつきを防いで盜源を絶つには足らない。まさに分別して枷号を加え、鉄桿に繋ぐことを請う。

〔從前辦理成案、凡縉竊五六次者、皆比照積匪猾賊減等擬徒奏明、仍照川省懲治匪徒例、按依徒限、繫帶鐵桿示警、而於尋常罪止笞杖之縉匪、照例發落、辦理未能盡一。該匪徒責釋之後、以爲官法不過如此、桀驁之性未馴、藐玩之性更甚、難保不復出爲匪。且一經發落、即任其散處閒遊、更恐若輩氣味相投、易於勾控。竊以爲法貴持平、固不宜於畸重、弊由積漸、當防制於未然。蓋縉匪雖係小竊、而日久即爲大夥匪徒之漸、若不嚴加懲治、不足以杜糾結而絕盜源。應請分別酌加枷號、繫帶鐵桿。〕

そして鎖帶鐵桿の適用基準に関しては、具体的に次のよう提案する。

今後、徒罪以上、および初犯で贓物が少なくまた仲間を集めたり刀を帯びたりすることのないすりは、なお本律に照らして問擬する。仲間を集めたすりで、贓物は少なく、訊問すると再犯であり、かつ武器を帶びていた場合は、枷号三ヶ月として満了後に換算して叩き、さらに鉄桿に繫げること三年とする。仲間を集めなかつた場合や、仲間を集めるも訊問すると初犯であり、かつ武器を帶びていた場合は、枷号二ヶ月として満了後に換算して叩き、さらに鉄桿に繫げること二年とする。物を盗むことや贓物を分けることをせず隨行して役割を分担しただけの場合や、また刀を帶びてほうぼうで遊蕩をした場合は、枷号一ヶ月として満了後に換算して叩き、さらに鉄桿に繫げること一年とする。釈放する際はなお例に照らして刺字と免刺を分別する。

〔嗣後除徒罪以上、及初犯贓輕、並無糾夥帶刀之縉匪、仍照本律問擬。其糾夥縉竊、有贓輕而訊係再犯、並帶有刀械者、枷號三個月、滿日折責、加繫帶鐵桿三年。如未糾夥、或糾夥而訊係初犯、帶有刀械者、枷號兩個月、滿日折責、加繫帶鐵

桿二年。其未竊物分贓而隨行服役、及帶刀到處遊蕩者、枷號一個月、滿日折責、加繫帶鐵桿一年。釋放時仍照例分別刺字免刺。」

以上の奏請において四川総督は、すりの常習犯については「積匪猾賊」例、すなわち「竊盜」条に比附して減等して徒に定擬して上奏した上で、四川省の「懲治匪徒」例により徒の期限に基づいて鎖帶鐵桿としていたが、単に笞杖枷号相当ではただ例に照らして発落するのみであり、後者の場合は刑罰効果が不十分であるとして、笞杖枷号相当でも一部についてはそれらの執行後に犯罪内容に応じて鎖帶鐵桿を一年から三年科すことを提案する。ここに現れる「四川省の「懲治匪徒」例」なるものの詳細は不明であるが、おそらくは四川省にのみ通用する省例のようなものであつて、内容的には先に紹介した窃盜の常習犯に関する「積匪猾賊」例などの解釈運用に関連して減等擬徒の際に鎖帶鐵桿の適用を規定した『湖南省例成案』所収の乾隆二十四（一七五九）年の省例に類するものと考えられる。そしてそこに規定されていると考えられる鎖帶鐵桿を笞杖枷号相当のすりにも適用することを提案するのがこの奏請であるが、ここで鎖帶鐵桿は笞杖枷号の執行後に科すものであるため、それらの附加刑と位置づけられる。

総督の奏請を受けて皇帝は、鎖帶鐵桿の適用を容認した上で「著即照該督所奏、按縉竊次數及有無糾衆帶刀、分別枷號帶鐵桿年分辦理」、その際に必要な手続として以下のように指示する。

ただ各州県が犯罪者を捕らえて懲罰することは、必ず調査することが有るべきである。当該州県が一案を処理するごとに按察使と総督に報告し、総督から冊にまとめて刑部に報告し、また期限が来て鐵桿を外す時もまた刑部

に報告して調査させることを命じる。

〔惟各州縣獲犯懲辦、必當有所查考。著該州縣每辦一案、即報明臬司・總督、由總督彙冊報部、限滿開釋鐵桿時、亦報部查核。〕

皇帝は、末端の州県において笞杖枷号の附加刑として実施される鎖帶鉄桿について、事案ごとの事後報告と期間満了時の報告を義務付け、その報告内容は督撫を通じて中央の刑部にまでもたらすよう命じた。

以上のように、嘉慶十六（一八一二）年の四川総督の奏請とその裁可を通じて、鎖帶鉄桿は省内に限定される刑事処分に止まらず、手続的に中央の刑部までを巻き込む形での刑事処分という内容でもつて中央レベルの規範として制定されるに至った。乾隆期以来の鎖帶鉄桿や鎖帶石礮であれば、省中央でそれの適用を容認する場合であってもあくまでも省例に規定する範囲に止まるものであり、実際、この奏請に現れる「積匪猾賊」例に比附して減等して徒に定擬するするすりの常習犯に対し鎖帶鉄桿を科すことを定める「四川省の『懲治匪徒』例」なるものも、そのような省例と考えられる。そうであれば四川総督の対応としては、笞杖枷号相当のすりに關しても減等して徒に定擬する場合と同様に、単に省例に規定して四川省にのみ適用することを定めるという選択肢も存在したはずである。しかし総督は導入に際してこれを省内のみで対応することをせず、奏請することにより皇帝の裁可を得て省内で適用するという方法を選択し、そして結果として運用手続においても省内に止まらず中央の刑部が事後報告を受けるという形で関与することとなつた。このようにして制定された規範は、次に紹介する史料に「四川省で章程を酌定し〔四川省酌定章程〕」たとあるように⁽²⁸⁾、「章程」とも呼ばれるが、この章程による鎖帶鉄桿は、その導入経緯においても必要とされる

手続においても中央が関与する形となつており、その意味で乾隆期以来の省例準拠あるいは権宜的処置としての鎖帶鉄桿などとは一線を画すものであった。

そしてさらに重要なことは、この嘉慶十六（一八一二）年の四川總督の奏請と裁可を契機として、各省がそれに倣う形で次々と奏請を行い、それぞれの省を対象とした章程が次々に作り出されることになったことである。

例えれば陝西巡撫は、四川省の章程を踏まえて、同年に陝西省に関して以下の奏請を行つて裁可されている。⁽²⁹⁾

陝西省の南山一帯は四川省に隣接しており、各方面の人々が雜居している。時に無籍の貧民が刀や鎗を携えて方々で遊蕩し、機に乗じてすりを行い、ひどい場合には搶奪や凶行を行う。隨時懲罰を与えていたが、結局のところ根絶には至っていない。今、四川省で章程を酌定し、小さく懲らしめ大きく戒めをするも、更に心配なことは、かの省で厳しく処罰すれば、また多く陝西省に逃げ込むことである。まさに請うらくは、陝西省の南山の漢中府、興安府、商州および西安府、鳳翔府の二府の南山に近い各府・州・県の、匪徒が武器を携えてすりを行う事案では、すべて四川省に照らして画一に処理すべし。

〔陝省南山一帯與川省毗連、五方雜處。間有無籍貧民、攜帶刀鎗、四處遊蕩、乘機紛竊、甚或搶奪行兇。雖隨時懲辦、究未斂跡。今四川省酌定章程、小懲大誠、更恐彼省嚴辦、又多竄入陝省。應請將陝省南山、漢中、興安、商州及西安、鳳翔兩府逼近南山之各廳州縣、遇有匪徒攜帶刀械紛竊之案、俱照川省畫一辦理。〕

ここで陝西巡撫は、四川省に隣接する南山一帯に関して、四川省で笞杖枷号相当のすりの一部に附加刑として鎖帶

鉄桿が適用されることにより、刑罰が加重されることを避けて陝西省に逃げ込む恐れがあるとして、これらの地域でも四川省と同様に対応することを提案する。そして陝西巡撫の提案が裁可された後、陝甘總督もまた同年に、甘肅省南部に関して同じく地理的に隣接することを理由として四川省と同様、鎖帶鉄桿を適用することを奏請して裁可されている。⁽³⁰⁾

以上の陝西省や甘肅省の奏請は地理的に隣接することを主な理由とするものであるが、これ以外にも、鎖帶鉄桿や鎖帶石礅の刑事処分としての有用性に着目する場合も確認できる。その一例として、やや時代が下るが道光七（一八二七年）の山東巡撫の奏請が挙げられる。⁽³¹⁾

山東省では嘉慶二十三（一八一八年）年、増加する窃盜を厳しく処罰するために、三人以上の集団による窃盜において人数や武器の携帯の有無により徒三年、近辺充軍あるいは極辺煙瘴充軍とすることなどを奏請して裁可され、それが刑律「窃盜」条の条例として制定された。⁽³²⁾しかしながら道光七（一八二七年）年の段階で山東巡撫は、「例を改めてから現在までに十年以上になり、新例に照らして加重して充軍や徒に定擬した者はすでに万余を下らないが、窃盜の風潮は結局のところ収まつてない〔計自改例至今、已越十年、照新例加重擬軍擬徒者、已不下萬餘名、而盜風究未稍息〕」と指摘し、その理由として犯罪者が配所から逃亡して再度窃盜を行うことと解審等の費用不足などにより地方官が捕縛に力を尽くさないことを挙げる「推原其故、一則匪徒恃其能逃、一則地方官緝捕不盡得力」。その上で、窃盜に関する自らの見解を提示して鎖帶鉄桿や鎖帶石礅を導入するよう奏請する。

臣が愚考するに、盜を平らげるにはその源を清くするにあり、流れを絶つことは嚴刑峻法に限られない。もし法

を重くして盜を止ましめ民を安んずるに足りれば、またどうして匪徒のために顧惜することがあるうか。すなわち法を厳しくしても賊が恐れず、刑罰を重くしても盜が止まなければ、処理が宜しきを得ていないのであって、さらにじつくりと考えるべきである。臣が先に廣東にあること二十年で、初めて赴任した際は盜賊が非常に多かつたが、後に巡撫と按察使が議を定め、情は重く法が軽い場合に鎖帶鐵桿、鎖帶石礎とし、地方官はその簡便で行いやすいことを好み、はじめて捕縛を行い、盜案はこれによつて減少し、実際に非常に効果があつた。近年、直隸、江蘇、四川、河南、湖北、湖南、陝西、貴州などの省が先後して上奏し、依照して処理している。思うに、犯罪者の身に重いものを負わせることで、窃盜や逃亡ができなくなるため、これは實に盜を治める要術である。まさに請うらくは、今後山東省の窃盜の事案は、なお旧例に照らして処理する。その情節がやや重く、實際に鉄槍、流星、刀劍などの物を携帶し、また衆を持んでしばしば窃盜を行い、ならびに凶惡横暴に捕縛に抵抗して傷つけるも、本罪は枷杖に止まる場合は、鎖帶鐵桿あるいは鎖帶石礎一、二年とする。もしよく罪を悔い改め、あるいは親族や近所の者が保証して受け入れる場合は、地方官は調査して隨時釈放する。なお州県に命じて巡撫や按察使に報告して確認させる。

〔臣愚以爲、靖盜在清源、而絕流不在乎嚴刑峻法。然使法重而足以息盜安民、又何必爲匪徒顧惜。乃法嚴而賊不畏、刑重而盜不止、似辦理尚未得宜、更當從長計議。臣前在廣東二十年、初到時見賊盜繁多、後經院司定議、將情重法輕者鎖帶鐵槍・石礎、地方官樂其簡便易行、認真緝捕、盜案因而漸稀、實已著有成效。近年直隸・江蘇・四川・河南・湖廣・陝西・貴州等省皆先後奏明、依照辦理。蓋使之身負重物、不能行竊脫逃、實爲治盜要術。應請嗣後山東竊案、仍照舊例辦理。其有情節較重、實係攜帶鐵槍・流星・刀劍等物及倚衆疊竊、並兇橫拒捕傷人、本罪止於枷杖者、即鎖帶鐵桿・石礎一、二

年。如能悔罪自新、或有親族鄉鄰保領者、地方官查明、隨時釋放、仍令該州縣報明院司考察。」

この山東巡撫は程含章という人物であるが、彼は嘉慶六（一八〇二）年に廣東省の封川県の知県代理となつてから嘉慶二十五（一八二〇）年に山東省の道台となるまでの間、離任時期を挟みつつ廣東省の知県や知府を歴任している^{〔33〕}。一方、廣東省に関しては嘉慶十七（一八一二）年に鎖帶鐵桿の適用を定める章程が制定されているため、ここで彼の経験談は恐らくこの定例により導入された鎖帶鐵桿を指すのであろう。

ここで山東巡撫は、山東省で嘉慶二十三（一八一八）年に導入された窃盜の厳罰化が十分な効果をあげていないことよりその再考の必要性を指摘し、その上で廣東省での自らの経験や近年の各省の対応から、窃盜に関しては鎖帶鐵桿や鎖帶石礎が有用であるとの見解を示す。そこで、武器を携帯して集団で窃盜を繰り返したり捕縛に抵抗して傷つけたりした場合で、刑罰が杖や枷号にあたる際、鎖帶鐵桿ないし鎖帶石礎を一、二年とすることを提案する。この山東巡撫にとって鎖帶鐵桿や鎖帶石礎は、本来枷号や杖刑執行後に釈放される窃盜犯に所定の期間重い物を負わせることで、犯罪者に反省を促すとともにその間の再犯防止を期待できるほか、嘉慶二十三（一八一八）年の厳罰化によって刑罰が徒や充軍になつたことにより生じた解審や配所への送致などの経費面で困難さを解消することで、地方官が窃盜犯の捕縛に力を尽くすことに資するものであった。このように山東巡撫の奏請は、鎖帶鐵桿や鎖帶石礎の刑罰効果と手続の両側面の有用性を踏まえたものと見なすことができる。

以上に紹介した奏請はいずれも裁可されて章程となつていて、著者が確認し得た限りの嘉慶十六（一八一二）年以降の中央の裁可による章程を一覧としたものが【表】である。この【表】の項目に関して、まず

「番号」の項目は著者が与えた整理番号で、次の「年号」の項目は章程が制定された年号である。「参考先」は章程が制定されるにあたって何が参照とされたかを示すものである。ここに掲載する章程の大半は督撫からの皇帝への奏請や刑部への咨文による申請を契機としており、参考先はそのような上奏文や咨文において具体的に記されていることが多い。「対象地域」は、その章程がどの地域を対象としているかを示すもので、空欄は特にその指定が無いことを意味する。「対象事案と刑事処分」は、鎖帶鉄桿や鎖帶石礎がどのような事案にどのような形で科されるかを示している。「章程の位置づけ」はこれら章程が当時の刑事裁判でいかなる位置づけがなされるかに関して言及がある場合に記載するものであるが、言及が無い場合も多いため、その場合には空欄としてある。なお「参考先」から「章程の位置づけ」までの項目は、「対象地域」を除き、典拠とした史料の該当箇所をそのまま引用している。「条例」は、それぞれの章程が条例化されたか否かを示すもので、記載があれば条例化されたことを意味する。この項目の括弧内に記載する番号は、黄靜嘉氏編校の『読例存疑』において氏が律例の各条文に与えた整理番号である。⁽³⁴⁾ 最後の条例編纂は同治九（一八七〇）年であるが、そこまでの章程の大半が条例化されたこと、またそれぞれの章程は必ずしもそのまま一つの条例となつた訳でもなく、関連性がある複数の章程が合わさつて一つの条例になつた場合もあれば、一つの章程が内容的に複数の条例に分割される場合もあつたことが分かる。最後の「典拠」はこれらの章程が確認できる史料を提示するが、先の「参考先」の項目の関係上、複数の史料で確認できる章程については、原則として督撫の申請内容がより明確に確認できる史料を優先して「典拠」に掲載する。

さてこの【表】よりいかなることが確認できるか（以下の【表】の検討箇所において、括弧内の数字は【表】の整理番号を示す）。

〔表〕「鎖帶鐵桿」「鎖帶石礮」に関する章程（中央レベル）

| 番号 | 年号 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|--|---|--|---|---|---|
| 対象地域 | 対象事案と刑事処分 | 参考先 | 年号 | 3 | 4 |
| 陝西省の漢中府・興安 府・商州（以上、府レベル） | 「其糾夥結黨、有職輕而訊係再犯、並帶有刀械者、枷號三個 月、滿日折貳、加繫帶鐵桿三年。如未糾夥、或糾夥而訊係初 犯、帶有刀械者、枷號兩個月、滿日折貳、加繫帶鐵桿二年。 其未繫物分離而隨行服役、及帶刀到處遊蕩者、枷號一個月、 滿日折貳、加繫帶鐵桿一年。釋放時仍照例分別刺字免刺。」 | 「凡繫羈五次者、皆 比照舊時折減等級徒 刑科示警，而於尋常罪 止笞杖之繫匪，照例發 落、辦理未能盡一。 ……應請分別酌加枷 號、繫帶鐵桿。」 | 嘉慶16 | 嘉慶17 | 嘉慶16 |
| 甘肅省の洮州府・岷 州・西和県・秦州・秦 安県・清水県・徽縣・ 禮縣・兩當縣・三當 縣・階州・文縣・成 寧・白馬關 | 「遇有匪徒搶奪傷人之案、仍照定例遼海外、其有攜帶刀械結 夥者、俱應照川陝二省參明之例、一律嚴懲。」 | 「今四川省酌定章程 ……俱照川省盡一辦 理。」（＝1） | 「今川陝二省既已酌定 章程、甘肃省地方情形相 同、自應盡一辦理。」 (＝1、2) | 「嘉慶十六、七年間、 四川・廣東兩省、因緣 | 「嘉慶省成例」（＝1） |
| 陝西省の陝府・陝寧 府・陝西府・盩厔縣 ・鄆縣・藍田縣・宜 鶴縣・臨邑 | 「陝西給匪仿照川省 刑律「竊盜」 条例（26） 9-3-1」 | 「陝西給匪仿照川省 刑律「竊盜」 条例（26） 9-3-1」 | 「陝西給匪仿照川省 刑律「竊盜」 条例（26） 9-3-1」 | 「陝西給匪仿照川省 刑律「竊盜」 条例（26） 9-3-1」 | 「陝西給匪仿照川省 刑律「竊盜」 条例（26） 9-3-1」 |
| 典拠 | 章程の位置づけ | 条例 | 規範 | 規範 | 規範 |
| 七五一一二〇一 | 三月癸未 | 三月癸未 | 三月癸未 | 三月癸未 | 三月癸未 |

鎖帶鐵桿・鎖帶石礮と清代後期刑事裁判

| 8 | 7 | 6 | 5 |
|---|--|---|--|
| 道光07 | 道光07 | 道光06 | 道光06 |
| 「各省近年盜賊叢多，因絡匪及無籍棍徒，攜帶刀械、行竊嚇詐，奏請鎖繫鐵桿、欽奉諭旨允行。厥後匪徒稍知敛堆。今江蘇省徐淮海三屬匪徒，與四川廣東情形相類。應請仿照該省成案。」（二、一、四） | 「四川省於嘉慶十六年間，因絡匪及無籍棍徒，攜帶刀械嚇詐行竊，奏請繫帶鐵桿，奉旨允行。近見江蘇省亦准徐一帶匪徒犯法，妄自奉諭旨，彷彿辦理。直隸為畿輔重地，賦匪漸多，橫惡情形相類，尤宜援照懲辦，以挽頹風。」（二、一、五） | 「華常繫盜……至初犯行竊四次以上，再犯行竊三次以上，繫帶刀械者，一經發獲，於責刺後，加繫帶鐵桿一枝，以四十動爲度，定限一年釋放。其因繫帶徒，限滿釋回，復行犯竊，非止枷杖，無論次數並有無結夥攜械，於責刺後，如繫帶鐵桿一枝，定限一年釋放。倘仍不知悛改，滋生事端，再繫一年。」 | 「而此等佩執兇器，偶然挾持逞凶，平日又無犯法實跡，按照本例准止枷杖。……如有佩帶兇器刀械之挾持匪徒，經拏獲，每名鎖繫鐵桿一枝，以四十斤爲度，定限一年，果能改悔自新，即予釋放。若不悛改，再繫一年。」 |
| 「各省近年盜賊叢多，因絡匪及無籍棍徒，攜帶刀械、行竊嚇詐，奏請鎖繫鐵桿、欽奉諭旨允行。厥後匪徒稍知敛堆。今江蘇省徐淮海三屬匪徒，與四川廣東情形相類。應請仿照該省成案。」（二、一、四） | 「直隸省」 | 「直隸省」 | 「江蘇省の徐州府・淮安府・海州。山東省の兌州府・沂州府・濟州府。河南省の汝寧府・陳州府・光州。安徽省の鳳陽府・泗州。」 |
| 「各省近年盜賊叢多，因絡匪及無籍棍徒，攜帶刀械、行竊嚇詐，奏請鎖繫鐵桿之例，分別惩治、節經奏請諭旨准行。今貴州情形，據載匪、係照四川緝匪之例，分別惩治、節經奏請諭旨准行。」（二、六） | 「貴州省」 | 「貴州省」 | 「刑律『恐嚇取財』各條例（二、七、三、一）」 |
| 「黔省辦理搶竊等案，如有帽頂大五、小五名號，……若罪止枷杖，著於枷後鎖繫鐵桿一枝。其有閑拿投首及事未發而自首者，照例分別減免。倘減免後復犯，不准再首，各於所犯自罪上加一等，……杖罪折資發落，仍繫帶鐵桿。若平日無犯法實跡，而橫行鄉曲，有帽頂大五、小五名號，照例准予枷貶。」 | 「刑律『恐嚇取財』各條例（二、七、三、一）」 | 「刑律『竊盜』各條例（二、六）」 | 「刑律『恐嚇取財』各條例（二、六）」 |
| 「刑案匯覽」卷十九、「黔省帽頂名號匪徒治罪定例」 | 「刑案匯覽」卷十九、「黔省帽頂名號匪徒治罪定例」 | 「刑案匯覽」卷十九、「直接指揮徒犯酌加鐵桿枷號」 | 「陶文毅公集」卷二十四、「請將徐淮匪徒鎖繫鐵桿摺子」 |

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | |
| 道光24 | 道光19 | 道光12 | 道光07 | 道光07 | |
| 「茲據該督、以閩省盜 風與山東等省相同、請 循照辦理。」（＝10） | 「照襄陽府屬之例」（＝ 9） | 「援照江蘇等省之例」 (=5) | 「臣前在廣東二十年、 初到時見賊盜繁多、後 經院司定議、將情重法 輕者鎖帶鐵槍石礮、地 方官樂其簡便施行、認 真細抽、盜案因而漸 稀、實有成效。近 年直隸、江蘇、四川、 河南、湖廣、陝西、貴 州等省皆先後奉明、依 照辦理。」（＝1、2、 4、9） | 「照川省繪匪之例」（＝ 1） | 形大略相同、亦酌量 辦理。」（＝1、5） |
| 福建省 | 湖北省、湖南省 | 陝西省 | 山東省 | 湖北省の襄陽府 | 不足示懲、若每名繫鐵杆一枝、定期一年。如能改悔、准予釋放。若不悛改、再繫一年。」 |
| 「閩省搶竊各犯、……其罪應擬徒之犯、先行刺字、毋庸解配、 在籍鎖鑿石礮五年。罪應擬杖者、鎖鑿石礮三年、限滿開釋。 如釋放後、復行犯盜、遞加鎖鑿石礮二年。」 | 「其平原地方羣匪刀客到案、訊明佩執兇器刀械、挾詐逞兇、 等物、及倚衆營禱、並兒橫拒捕傷人、本罪止於枷杖者、即鎖 帶鐵桿、石礮二年。如能悔罪自新、或有親族鄉鄰保領者、 地方官查明、隨時釋放。」 | 「其搶竊私販……其應擬徒之犯、照襄陽府屬之例、即在原籍繫 帶鐵桿五年。應行擬杖之犯、杖至十兩以上、私盜過六十斤者、 繫帶鐵桿三年。……倘開放之後、仍復犯案、遞加繫帶鐵 桿二年。」 | 「山東繫案、……其有情節較重、實係攜帶鐵槍、流星、刀劍 等物、及倚衆營禱、並兒橫拒捕傷人、本罪止於枷杖者、即鎖 帶鐵桿、石礮二年。如能悔罪自新、或有親族鄉鄰保領者、 地方官查明、隨時釋放。」 | 「搶竊民間牛馬衣物、並藉之限私盜為名、在于偏僻村莊、攜 截經過客商、搶奪私財。……嗣後審辦此等案件、……酌將應 行擬杖之犯、于審明後應刺者先行刺字、即在原籍鎖帶鐵桿五 年、毋庸解配。罪應擬杖之犯、繫帶鐵桿三年。……仍俟年滿 釋放時查明、分別杖責。」 | 「搶竊民間牛馬衣物、並藉之限私盜為名、在于偏僻村莊、攜 截經過客商、搶奪私財。……嗣後審辦此等案件、……酌將應 行擬杖之犯、于審明後應刺者先行刺字、即在原籍鎖帶鐵桿五 年、毋庸解配。罪應擬杖之犯、繫帶鐵桿三年。……仍俟年滿 釋放時查明、分別杖責。」 |
| 「俟數年後、 盜風稍息、仍照 行循復舊例。」 9-30) | 「舊例辦理。」 | 「刑律「盜盜」 財」條例 (273-1) | 「刑律「盜盜」 財」條例 (26) | 「刑案雅覽」卷十六、 「各省竊盜仍歸舊例 附帶石礮」 | 「大清律例按語」卷 九十七、「恐嚇取財」 條例 (269-3) |
| 「說帖」（道光十九年 至二十八年）冊十 上、福建司「搶擬 | 「刑律「盜盜」 財」條例 (26) | 「大清律例按語」卷 一〇三「恐嚇取財」 條、道光十九年條例 | 「刑案雅覽」卷十六、 「各省竊盜仍歸舊例 附帶石礮」 | 「大清律例按語」卷 九十七、「恐嚇取財」 條、道光九年條例 | 「大清律例按語」卷 九十七、「恐嚇取財」 條、道光九年條例 |

七五—五十二〇四

| | | | | | |
|--|---|---|---|---|--|
| 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | |
| 光緒13 | 光緒07 | 光緒02 | 光緒02 | 同治09 | |
| (18の条例の改正) | (18の条例に追加) | 「仿照搶竊計贓計次擬徒之例」(二)15 | 「照搶竊鑽墻之例」(二)3 | (5、11、14の条例の改正) | 安徽、陝西省、江蘇省の徐州府・淮安府、海州、山東省の兌州府・沂州府・曹州府、河南省の汝寧府・陳州府・光州。 |
| | 廣東省 | 福建 | 福建 | 福建 | 福建・三岔厅・白馬關 |
| 「將盜供獲首盜減發為奴、……此項人犯、改發極邊煙瘴充軍、仍以足四千里為限、到配鎖帶鐵杆・石碑・年。」 | 「廣東省開設關姓・花會・白鵠標・山標・田標・屋標・關鵠鴉・開蟋蟀八項賭博、……幫同收標收錢等犯、擬以杖一百徒三年。……仍各嚴賭本法、先在犯事地方枷號兩箇月、滿日發配。此等徒犯、仿照搶竊計贓計次擬徒之例、毋庸解配、於開賭處所、鎖帶鐵杆石碑五年、限得開釋。」 | 「將應發回同爲奴遣犯內、一切左道異端煽惑人民爲從者、傳音白陽、白連、八卦等邪教案內爲從、年未逾六十、及年逾六十而有傳徒情事者、造謠緝、妖言、妖言、傳用惑人、不及衆者、用樂迷人、用經學説、雖曰合樂、即行敗露、或被迷人知覺、未受累者、各項教令名目、並無傳音咒語、但俱有齷齪高老粗及拜師授徒者、用樂迷人、已經得財、其餘爲徒者、老瓜賊內傳授技藝跟隨學習者、一切邪術迷揚幼小、子女爲徒者等八條、均仿照免死減等革職、自定案時起、監禁二十年、閏滿後、改發極邊煙瘴充軍、以足四千里爲限。到配制」 | 「將光緒九年以前積賭各件……至拍賣等案人犯……先有証佐、後復狡翻、以及開設花會、書差詐據、教唆詞語、據人勒贖、各犯情節可惡、而供証未明、……分別酌定年限、鎖繫石碑。」 | 「將光緒九年以前積賭各件……至拍賣等案人犯……先有証佐、後復狡翻、以及開設花會、書差詐據、教唆詞語、據人勒贖、各犯情節可惡、而供証未明、……分別酌定年限、鎖繫石碑。」 | 「將光緒九年以前積賭各件……至拍賣等案人犯……先有証佐、後復狡翻、以及開設花會、書差詐據、教唆詞語、據人勒贖、各犯情節可惡、而供証未明、……分別酌定年限、鎖繫石碑。」 |
| | | | | | 成県・三岔厅・白馬關 |
| | | | | | 禮遇、持以達免拒捕、……罪應擬徒者、以大鍊鎖繫巨石五塊、此詳措竊、即鎖繫據貢、不拘限期。」 |
| | | | | | 「如有所佩帶兇器刀械、換詐謀兜、罪止枷杖者、祭獲到案、各於枷杖後、鎖繫鐵杆一枝一年。……若不悛改、再繫一年。如敢帶杆滋擾、或致杆潛逃、持以達免拒捕、罪應擬徒者、鎖繫巨石五年。應擬杖者、鎖繫巨石三年。」 |
| | | | | | 「刑律「恐嚇取財」條、例」卷七九四、刑律「設法清撫闕矣稿」、「設法清理監押人犯并勒限企辦疏」 |
| | | | | | 「刑律「恐嚇取財」條、例」卷七四六、名例「大清會典事例」卷八二七、刑律「雜犯「賭博」條、歷年事例「徒流遷徙地方」條、歷年事例 |
| | | | | | 「刑律「恐嚇取財」條、例」卷七九四、刑律「設法清撫闕矣稿」、「設法清理監押人犯并勒限企辦疏」 |
| | | | | | 「刑律「恐嚇取財」條、例」卷七四六、名例「大清會典事例」卷八二七、刑律「雜犯「賭博」條、歷年事例「徒流遷徙地方」條、歷年事例 |
| | | | | | 「刑律「恐嚇取財」條、例」卷七九四、刑律「設法清撫闕矣稿」、「設法清理監押人犯并勒限企辦疏」 |
| | | | | | 「刑律「恐嚇取財」條、例」卷七九四、刑律「設法清撫闕矣稿」、「設法清理監押人犯并勒限企辦疏」 |

後鎖帶鐵桿・石礮二年。」（この史料で言及する「免死減等章程」は「強盜之免死擬遣者、酌量監禁二十年、准其發配」という道光二十六年通行〔『説例存疑』卷五、名例「犯罪事犯在逃」律、条例附載按語〕）。

まず対象となる事案であるが、史料上では、「縉竊」などと表現される窃盜（1など）や、「挾詐」「嚇詐」などと表現される恐喝（4など）が中心であり、その他として秘密結社（16）、賭博（22）、発遣先の配所における脱逃や犯罪（17）、発遣において配所が外地たる新疆から内地へと変更になった場合（18、23、24）などが挙げられる。対象事案として窃盜や恐喝が多いことは、「条例」の項目にあるように、これらの章程の多くが条例化にあたって刑律「窃盜」条や刑律「恐嚇取財」条の条例として収録されたことからも明らかである。

こうした事案に科される刑事処分については、律例の規定で杖・枷号・徒の刑罰に相当する行為に科されることを中心であり、その期間は一年（1など）、二年（1など）、三年（1など）、五年（9など）、永遠（17）などが確認できる。杖や枷号に相当する場合、その執行後に科される附加刑（1など）と、杖や枷号に代わって執行される代替刑（6など）とが存在する。徒に相当する場合は、配所に送られることなく原籍で徒に代わって科される代替刑（9など）のほか、配所における附加刑（7）として用いられることがあった。また配所に関わるものとして、発遣先の配所でさらに犯罪を行った場合などに鎖帶鐵桿が用いられたほか（17など）、発遣が外地から内地へ変更された場合、本来の犯罪内容に応じて一年ないし二年の附加刑としても用いられた（18、23、24）。以上のほか、例えば「法を犯したという確かな形跡は無くとも、普段から凶器・武器を所持して都市や農村を遊歴していた場合〔並無犯法實跡、而平日佩帶凶器刀械、遊歷城鄉者〕」（16）とあるように、特定の犯罪行為が行われていなくても鎖帶鐵桿が適用される場

合があつた。この場合は、特定の犯罪行為に対し科される刑罰ではなく、将来に犯罪を行ふ危険性から実施されるところの保安処分と考えられる。このように鎖帯鉄桿や鎖帶石礎という刑事処分は、保案処分、杖・枷号・徒の代替刑ないし附加刑、あるいは発遣の場合の附加刑などとして用いられるものであつた。⁽³⁵⁾

また鎖帯鉄桿や鎖帶石礎は、発遣が外地から内地へ変更になつた場合に関する規定（18、23、24）を除けば、すべて対象となる地域が限定されるものである、対象地域は省単位が一般的であるほか、府レベル（5、9、20）や州県レベル（2、3、19）を単位とすることもあつた。これは、鎖帯鉄桿や鎖帶石礎の章程が、基本的に自らの省あるいは省の一部での適用を求める督撫からの申請内容を中央の皇帝や刑部にそのまま受け入れられることで制定に至つたことの表れと言えよう。

章程の制定経緯を考えたときに興味深いのは、発遣関係（17、18、23、24）を除き、すべての章程が直接的あるいは間接的に嘉慶十六（一八一二）年の四川省の章程（1）を参照先としていることである。先述のように、この四川省の章程以降、各省がそれに倣うようにして奏請を行つた結果、それぞれの省を対象とした章程が次々に作り出されていった。こうした章程の大半が直接的あるいは間接的に四川省の章程を参照先としていることからすれば、この章程の契機となつた四川総督の奏請は、適用や実務において地方の省以下における対応の域を出なかつた従来の鎖帯鉄桿や鎖帶石礎が中央の皇帝や刑部をも含みこむ形の刑事処分へと変化するターニングポイントになつたと理解することができである。

ただ注意しなければならないのは、各省を対象にした章程が直接的あるいは間接的に四川省の章程を参照先としたといつても、それぞれの章程が規定する内容は四川省のそれと同様とは限らないことである。すでに述べたように、

四川省の章程で規定される鎖帯鉄桿は、刑罰が枷号以下のすり、すなわち窃盜においてその執行後に科す附加刑である。しかし他の章程を見ると、主要な対象事案としては窃盜以外にも恐喝が挙げられるし、また科される刑事処分も保案処分、杖・枷号・徒の代替刑ないし附加刑などと一致しない。各省が四川省の章程を参照にしたとしても、結局のところそれは鎖帯鉄桿や鎖帯石礎を省独自の判断ではなく中央の皇帝や刑部が容認するもとにおいて適用すると、いつた程度が共通するに過ぎず、具体的な対象事案や刑事処分の内実は基本的に各省がそれぞれの事情に応じて判断するものであった。

したがつて各省の章程において見られる、鎖帯鉄桿や鎖帯石礎を適用する理由もまた必ずしも同一ではない。章程を見る限り、こうした刑事処分を適用する理由としては大きく二つに区分することが可能である。

その一つは、裁判制度の運用面における改善という方向性において鎖帯鉄桿や鎖帯石礎を適用するというものである。その一例としては前述の道光七（一八二七）年の山東省に関する章程（10）が挙げられる。この定例は山東巡撫の奏請が裁可されたものであるが、すでに紹介したように、山東巡撫にとって鎖帯鉄桿や鎖帯石礎を導入することは、解審や配所への送致などを行わないことによって経費面で生じる困難さを解消することが大きな目的の一つであった。経費面の困難さを解消することで地方官に捕縛により力を尽くさせることは、これを裁判制度全体として見た場合、運用面における改善を図るものと見なすことができよう。また供述を翻すなどによって罪状自認が得られない場合に適用する鎖帯石礎（21）も、その適否はともあれ、罪状自認を重視する裁判制度の不備を補うという意味で運用面における改善を図るものであるし、特定の犯罪行為が確認できない場合にいわば保安処分として科される鎖帯鉄桿（16など）も既存の裁判制度では対応できない部分を補うという意味において、その運用面の改善の一環と見なす

ことができる。

なお上記山東省の対応は、先述のように窃盜に関して厳罰としての徒や充軍に代替する形で鎖帶鉄桿や鎖帶石礮を導入するものであった。これに対して陝西省では、道光十二（一八三二）年に刀客による武器を所持した恐喝に対して刑罰が枷号や杖罪相当の場合に鎖帶鉄桿を導入するも（11）、道光十七（一八三七）年には、

陝西省の刀匪については、道光十二年に上奏して鎖帶鉄桿とすることが認められたが、この風潮はいまだ止むことを見ない。すべてはこれらの匪賊が愚劣な性格であることによる。鉄桿を繋いでも一、二年で釈放されるため、法は軽く侮りやすく、戒めを明らかにすることが難しい。

〔陝省刀匪、自道光十二年奏准鎖繫鐵桿、此風未見止息。總由該匪等頑劣成性。繫以鐵桿、不過一二年即得開釋、法輕易玩、難昭炯戒。〕

として、鎖帶鉄桿の適用を残しつつも、三人以上の武器を所持しての恐喝行為に対して極辺煙瘴充軍を適用するなどの厳罰化を実施した。⁽³⁶⁾ この両省の対応は対象事案や変更内容（代替か追加か）も異なるため一概には比較できないにせよ、厳罰化では効果がないので鎖帶鉄桿や鎖帶石礮を導入する省が存在する一方で、鎖帶鉄桿では効果がないので厳罰化を実施する省も存在したことは注目に値する。鎖帶鉄桿や鎖帶石礮は全ての省で同様の位置づけがなされる刑事処分ではなく、各省の置かれている状況や督撫の考え方によつて、その評価が変わるものであつたと言えよう。

鎖帶鉄桿や鎖帶石礮を適用するもう一つの理由として、厳罰化という方向性で鎖帶鉄桿や鎖帶石礮を適用すること

が挙げられる。例えば直隸省の道光六（一八二六）年の章程（6）に関して、直隸総督は「近來、各属が窃盜を報じる事案は、以前よりも非常に多くなつてゐる〔近來各屬報竊之案、尤多於往日〕」ため、「厳しく処罰しなければ、盜源を絶つことができない〔若不嚴加懲治、無以靖絕盜源〕」として鎖帯鉄桿の導入を提案しており⁽³⁷⁾、ここでの鎖帯鉄桿が窃盜事案における厳罰化を目的としていることが分かる。ただ厳罰化とはいっても、直隸総督が提案する刑罰の具体的な内容を見ると、

今後、通常の窃盜で、贓物や回数を計算してまさに充軍、発遣、流罪、徒罪となる場合は、なおそれぞれの本例により問擬するほか、始めて発覚して窃盜回数が四回に及ばない場合や再度発覚して窃盜回数が三回に及ばない場合の、罪は杖罪や枷号に止まり、訊問するも人を集めたり凶器や刀械を携帶したりしていなければ、また例に照らして定擬する。もし人を集めること四人以下で、武器を携帶した場合は、均しく犯すところの本罪のほかに、酌量して枷号一箇月を加える。初めて発覚して窃盜回数が四回以上や、再度発覚して窃盜回数が三回以上で、人を集めること四人に至り、また凶器や刀械を所持するも、贓物を計算して罪を科そとすると、杖罪や枷号に止まる場合、刺字をした後に鉄桿一枝を繋げることとし、それは四十觔を限度として、一年を期限として釈放する。窃盜で徒罪に擬せられ、期限が来て釈放された後、また窃盜を行つてその罪が枷号や杖罪に止まる場合、窃盜の回数や人を集めめたかどうかを問わず、刺字をした後に鉄桿一枝を繋げ、二年を期限として釈放する。もしなお改悛せずに揉め事を起こした場合は、更に繋げること一年を加える。

〔嗣後尋常竊盜、除計贓計次罪應軍遣流徒、仍依各本例問擬外、其初犯行竊不及四次、再犯行竊不及三次、罪止杖枷、訊

無結夥攜帶兇器刀械、亦照例定擬。如有糾夥四名以下、並帶器械者、均於所犯本罪之外、酌加枷號一箇月。至初犯行竊四次以上、再犯行竊三次以上、結夥已有四名、並持有兇器刀械、計贓科罪、亦止杖枷者、一經拏獲、於責刺後、加繫帶鐵桿一枝、以四十觔爲度、定限一年釋放。其因竊擬徒、限滿釋回、復行犯竊、罪止枷杖、無論次數並有無結夥攜械、於責刺後、如繫帶鐵桿一枝、定限二年釋放。倘仍不知悛改、滋生事端、再繫一年。」

とあるように、杖罪や枷号相当の窃盜事案すべてで鎖帶鐵桿を用いるわけではない。従来の杖罪や枷号も刑罰として引き続き用いる一方、それらの刑罰に相当する事案のうち犯罪回数や犯罪内容などの面で比較的重大と考えられる事案において、杖罪や枷号に代替して用いるものである。鎖帶鐵桿を一年や二年科されることは従来の刑罰から考えば厳罰化となることは確かであろうが、それは単純な厳罰化というよりはむしろ、犯罪に対してもより適切な刑罰を科すという見地から刑罰を細分化した結果として生じた厳罰化と評価すべきものである。そしてこうした側面は、例えば先に紹介した嘉慶十六（一八一二）年の四川省の章程（一）に関する奏請で、「今後、徒罪以上、および初犯で贓物が少なくまた仲間を集めたり刀を帶びたりすることのないすりは、なお本律に照らして問擬する」と、徒罪以上となるんで枷号以下でも比較的軽微な事案では律例の規定どおりに科すことを想定する一方、「仲間を集めたりで、贓物は少なく、訊問すると再犯であり、かつ武器を帶びていた場合は、枷号三ヶ月として満了後に換算して叩き、さらには鉄桿に繋げること三年とする」など、比較的重い事案の場合において附加刑として鎖帶鐵桿を適用するように、代替刑ではなく附加刑として用いられる鎖帶鐵桿や鎖帶石礎においてもまた同様であった。

ところでこのような鎖帶鐵桿や鎖帶石礎に関する中央の章程であるが、刑事裁判上の位置づけとしては、例えば

「数年後にこの風潮がやや収まることをまって、従来のように処理する「俟数年後、此風稍息、仍照舊辦理」」(12)とあるように、言及される限りにおいて、すべて永続性を想定していないものであったことは注目に値する。こうした刑事裁判上の位置づけに関する言及は、この【表】には記載がないものの、道光六年の直隸省の章程(6)に関して皇帝が裁可する際の上諭に、「これは因時制宜であつて、酌量して懲罰を加えて、盜賊に戒めや恐れを知らしめるものである。もし今後窃盜の風潮がやや収まれば、總督はその状況を調べて奏請し、旧例に照らして処理せよ「此係因時制宜、量加懲創、俾宵小咸知儆畏。如此後盜風稍息、該督察看情形奏請、仍照舊辦理」」とあるのが、著者が確認した限りで最も早期のものである。⁽³⁸⁾この上諭以降、督撫による鎖帶鉄桿や鎖帶石礮の適用の申請を受けて、皇帝や刑部がその申請内容を検討する際に、同様の言及が散見されるようになる(9、12、13)。したがつて章程に関するこうした評価は、各省において裁判実務を統括する立場からその適用を申請する督撫が当初から有していたものではなく、それらの申請を受けて全国の刑事裁判の全体的なあり方を考える立場にある皇帝や刑部によつて与えられたものであつた。しかしながら道光末年になると、督撫の申請の中にもこのような言及が確認できるようになるため(15、16)、この段階までに督撫と中央の皇帝や刑部との間で認識を共有するに至つたと考えられる。鎖帶鉄桿や鎖帶石礮に関する中央レベルの章程は、結局は清末に至るまで廃止には至らなかつたのであるが、(大半が条例化された)これらの章程は基本的にその制定段階から永続性を想定していなかつたと考えられる点において、律例に掲載される他の条例とは質的に異なるものであつた。

以上、中央レベルの章程に規定される鎖帶鉄桿や鎖帶石礮を検討してきたが、注意しなければならないのは、こうした章程が制定された嘉慶十六(一八一二)年以降においても、それ以前と同様、省レベルの規範たる省例に準拠し

た、あるいは権宜的処置としての鎖帶鐵桿や鎖帶石礎もまた存在していたことである。

前者の省例に関しては、例えば『江蘇省例』に収録される同治七（一八六八）年の江蘇按察使の通飭が挙げられる⁽³⁹⁾。

今後、江寧府・揚州府・通州・蘇州府・松江府・常州府・鎮江府・太倉州の所属および海門府で、もし棍徒が兇惡にも恐喝を行つて郷里に害をなすも、罪が枷号や杖罪にとどまる犯罪者については、地方官が隨時斟酌して例を援用して鎖帶鐵桿や石礎に繋ぐことの稟請をゆるし、もつて強情な氣質を消させることとする。なお數年後をまつて停止する。

〔嗣後、江・揚・通・蘇・松・常・鎮・太所屬及海門一廳、如有棍徒逞兇挾詐爲害閭閻、罪止枷杖之犯、准令地方官隨時衡酌、援例稟請鎖帶鐵桿或繫石墩、以銷其桀驁之氣。仍俟數年後停止。〕

江蘇省には徐州府、淮安府、海州における枷号や杖罪以下の恐喝での鎖帶鐵桿を規定する道光六（一八二六）年の章程（5）が存在するが、その章程とこの通飭が定めるところの対象事案および刑事処分が一致しており、また章程が対象とする地域とこの通飭が対象とする地域を併せると江蘇省全体となる。ここより、この通飭で援用される「例」とは道光六（一八二六）年の江蘇省に関する章程であつて、この通飭は章程によつて省の一部において適用することが規定された鎖帶鐵桿などを省レベルの規定によつて省全体に拡大する内容であつたと考えられる。

また『四川通飭章程』所収の史料は、鎖帶鐵桿や鎖帶石礎に関する光緒八（一八八二）年の四川按察使の通飭に言

及する⁽⁴⁰⁾。

今後、強盜や窃盜案内および一切の凶悪な棍徒で、例に比して鉄桿や石礎に繋ぐことを請う場合は、該犯の実際に犯した罪名を調べて、罪が発遣に相当する場合は十年を期限とし、充軍や流罪の場合は八年を期限として、満徒であれば五年を期限として半年を一等として遞減し、杖罪であれば二年を期限として、笞罪であれば期限を一年とせよ。

〔嗣後盜竊案内及一切凶惡棍徒、比例請鎖繫鐵桿・石礎者、查該犯現犯罪名、如罪應擬遣者定限十年、軍流定限八年、滿徒定限五年、仍按半年爲一等、以爲遞減、杖罪定限二年、笞罪定限一年。〕

四川省に関しては嘉慶十六（一八一）年の笞杖相当のすりを対象とした章程（1）が存在するものの、ここで指摘される「例」がそれであるかどうかは判然としない。いずれにせよこの通飭は、先行する鎖帶鉄桿や鎖帶石礎を定める何らかの規範を前提として、刑罰が発遣以下の強盜などの事案などに援用する場合に、それぞれの期限を本来の刑罰の重さを基準として定めたものである。同じ『四川通飭章程』所収の別の史料には、恐らくはこの通飭の必要性を説明するものとして、

考えてみると、これらの犯罪者は最も狡猾で、省に解審するといつも翻異して転々と迷惑をかけ、また定案して配所へ送致すれば、往々にして途中で逃亡し、配所に至らずに原籍に戻って地方の害をなす。そのためその場で

繫いで戒めを示し、もつて強情な性格を消し、州県の審理や送致の煩わしさを顧慮するのである。

〔原以此等入犯最爲狡黠、解省招審、每多翻異、輾轉拖累、以及定案起解、往往在途脱逃、並不到配潛回原籍、仍爲地方之害。是以就地鎖繫示懲、以消桀骜之氣、兼以恤州縣審解之煩。〕

とあることからすれば、この按察使の通飭による鎖帶鉄桿や鎖帶石礎は、配所で送致することなく原籍で科すとともに、審理過程においても犯罪者の上級官庁への送致を省くものであつた。そしてこうした方法は後者の史料で「外結」とも表現されることからすれば、この通飭は、本来は手続的に中央の刑部などの裁可を要する内結にあたるものも含めて、強盗などの事案における鎖帶鉄桿や鎖帶石礎の適用を可能にするという内容があつたことが分かる。したがつてここにおける鎖帶鉄桿や鎖帶石礎は、単に科されるべき刑罰の変更に止まらず、裁判手続の変更という要素も見出すことができる。

後者の権宜的処置としては、例えば「淡新檔案」所収の事例が挙げられる。周知のように「淡新檔案」は現在の台湾の新竹市に所在した清代の地方官署に残された行政文書であるが、台湾は光緒十一（一八八五）年に建省されまでは福建省の一部であった。その福建省に関しては、搶奪や窃盜の事案で徒罪相当の場合には鎖帶石礎五年、杖罪相当の場合には鎖帶石礎三年とすること、また州県は事案ごとに督撫と按察使に報告することなどを定めた道光二十四（一八四四）年の章程（13）が存在する。

「淡新檔案」三三三三〇七は、弟の耕牛二頭が搶奪されるとともに弟もまた負傷させられ、その傷がもとで死亡したと訴えた、同治四（一八六五）年の事件である。事件発生から二年後の同治六（一八六七）年に捕まつた犯罪者は、

当初は犯行を否認していたものの、最後には「自分は實に死に損ないであつて、今は反省し、生まれ変わることを願つています。すべては恩典を求めます〔小的寃在該死、如今反悔、願改自新。總求恩典〕」と供述した。これを受けて淡水庁同知は、

劉阿輝すなわち劉得龍を訊問するに、重案をかさねて犯しており、罪は大にして悪は極まつてゐる。両足の筋を切断して鎖帯石礮とし、総甲に交わして永遠に衆にさらし、もつて戒めを示す。ここに諭する。

〔訊及劉阿輝即劉得龍、疊犯重案、罪大惡極。斷双脚筋鎖礮、交總甲永遠示衆、以示炯戒。此諭。〕

という堂諭を下して、両足の筋の切断とともに永遠の鎖帯石礮とした。⁽⁴²⁾ なおこの鎖帯石礮の期間であるが、光緒五（一八七九）年に犯罪者の母親から留養のための釈放の請願がなされ、これを受けて釈放されているため、實際には同治六（一八六七）年から光緒五（一八七九）年までの十三年間であった。⁽⁴³⁾

この事例で用いられた鎖帯石礮について考えてみると、まずはその期間であるが、先述のように福建省に関する章程で規定される期間は「三年」や「五年」であつて、「永遠」という期間の規定は存在しない。また鎖帯石礮とともに科されている両足の筋の切断は、現場の事実的な対応としては清代において確認できないことはないものの、基本的には「非刑」とみなされる行為である。また手続的に見ても、福建省に関する鎖帯石礮の章程では事案ごとの報告を求めているが、この檔案からはそのような報告の詳なり稟なりを確認することができない。以上より考えれば、この事例における鎖帯石礮は、犯罪に対応する適切な刑罰を科すために権宜的処置として選択されたものに相違ない。

なお「淡新檔案」にはこれ以外にも鎖帶石礮の事例が数多く存在するが、それらの大半で上司への報告の詳なり稟なりを確認することができないため、淡水庁や新竹県で行われた鎖帶石礮の多くは権宜的処置であつたと考えてよいと思われる。しかも、解審などで上司が関与する場合であつても、例えば建省後の光緒十七（一八九一）年の檔案であるが、「台灣で今まで処理した窃盜や搶劫の事案で、罪が軍流以上、あるいは供述や証拠が明らかではなく例に照らして擬罪しがたい場合、例意を推し広げ、変通章程を援照して、あるいは鎖帶石礮十年とし、あるいは永遠の鎖帶石礮として、戒めを示した〔台地歷辦竊劫等案、罪在軍流以上、或供証未明難以照例擬辦者、向係推廣例意、援照變通章程、或鎖礮十年、或永遠鎖礮、以示懲儆〕」とあるように、手続的に末端の地方官のみならずその上司も含み込んだ省内における個別の対応としても、鎖帶石礮が選択されていたことを見て取れる。⁽⁴⁶⁾

しかしながら同じ「淡新檔案」には、枷号犯に関して、その終了後に總甲がさらに鎖帶石礮とするよう求めてきたことに対する、知県が自らの権限を侵害するものとして叱責を与えた事例⁽⁴⁷⁾や、律の規定で徒三年となる洋盜の従犯を鎖帶石礮とするように同知が提案したことに対する、府が徒罪相当の洋盜では鎖帶石礮が認められないため解審して配所に送致するよう指示したことに関するものも存在する。⁽⁴⁸⁾これらから考えれば、権宜的処置であつたとしてもそこで選択された鎖帶石礮は手続的に無限定という訳ではなく、少なくとも一定程度の手続的な慎重さは確保されたと考えられる。

以上、嘉慶十六（一八一二）年以降の鎖帶鉄桿・鎖帶石礮を検討してきた。この時期の鎖帶鉄桿や鎖帶石礮については、四川省に関して嘉慶十六（一八一二）年に制定された中央レベルの章程を契機として、多くの省で直接的ある

いは間接的にそれを参照する形で同様の章程が制定されるに至った。それらの章程は、対象となる事案や刑事処分としての内容などにおいて各省で必ずしも一致するものではなく、また基本的には「因時制宜」であつて規範としての永続性が想定されるものでもなかつた。しかしながらそのような章程であつても、そもそも中央の皇帝や刑部の裁可によつて制定されたという事実は、それ以前における省以下で行われた事実的な刑事処分あるいは「非刑」という性格を失わせ、鎖帶鉄桿や鎖帶石礎を刑事処分の一つとして定着させるに至つたと考えられる。

ただこうした章程とは別に、嘉慶十六（一八一二）年以降においてもそれ以前から行われていた省例準拠型や権宜的処置としての鎖帶鉄桿や鎖帶石礎もまた確認できることは注意を要する。中央レベルの章程が制定されたからといって、その後の鎖帶鉄桿や鎖帶石礎のすべてがそれに準拠して行われるようになつたのではなく、章程の外側においてそれを補完する形やそれとは異なる形で、省例準拠や権宜的処置として行われていた。こうした状況を踏まえて、清代における鎖帶鉄桿や鎖帶石礎に関して時期的な変遷を考えてみれば、その早期においては省例準拠型か権宜的処置として用いられていたものが、嘉慶十六（一八一二）年以降、この両者に加えてもう一つ中央レベルの章程に依拠する形が加わつたと言うことができる。

三 鎖帶鉄桿・鎖帶石礎より見たる清代後期刑事裁判

先に検討したように、嘉慶十六（一八一二）年以降、鎖帶鉄桿や鎖帶石礎は中央レベルの章程に規定され、それらの多くは条例化された。そのような条例の一つである湖北、湖南、福建、廣東、雲南を対象とした刑律「竊盜」条の条例に関して、「説例存疑」の著者の薛允升は以下の按語を示している。⁽⁴⁹⁾

この条は湖北、湖南、福建、廣東および雲南の各省の專條である。このほか、山東、安徽、直隸、四川、陝西、甘肅もまた專條が存在する。山東、雲南はもっぱら竊盜について言い、福建、廣東、直隸はあわせて搶奪にも言及し、湖北、湖南は塙匪にも触れ、四川、陝西、甘肅はもっぱらすりについて言う。通常の搶奪や竊盜は別に通例が存在するが、処罰は異なるところがあり、ある場所では軽く別の場所では重い場合があり、ある場所では重く別の場所では軽い場合もある。その上、專例と通例で互いに相違する場合もある。条例はいよいよ煩瑣となり、処理はいよいよ画一にすることができない。山東、安徽、雲南の鎖帶鐵桿や鎖帶石礎は、もっぱら枷号や杖罪の犯罪者のために設けられたもので、徒罪以上には及ばない。直隸、湖北、湖南、福建は、枷号や杖罪と徒罪とで均しく鎖帶鐵桿や鎖帶石礎とする。直隸の徒犯は配所で繫ぐが、湖北、湖南、福建の徒犯は、配所に送致することなく、在籍で繫ぐこと五年とする。廣東の徒犯も同様であるが、廣東では杖罪の犯罪者には鎖帶鐵桿や鎖帶石礎を適用しない。四川などの省では杖罪であるか徒罪であるかを問わず、均しく分別して鎖帶鐵桿や鎖帶石礎とするが、徒犯であっても配所に送致しない。すべて相違があつて一律にすることはできない。一省には一省の状況があるとはいゝ、ただすべて窃盜犯を厳しく懲罰する意図のものであるため、一省一例で食い違いが生じることは望ましくない。通例を参酌して、画一となるように改正すべきである。

[此條係兩湖・福建・廣東及雲南各省專條。此外山東・安徽・直隸・四川・陝・甘亦各立有專條。山東・雲南專言竊賊、福建・廣東・直隸兼及搶奪、兩湖又旁及鹽匪、四川・陝・甘又專言縉匪。其尋常搶奪・竊盜亦另立有通例、而治罪俱各有不同之處、有此輕而彼重者、有此重而彼輕者。且有專例與通例互相參差者。條例愈煩、辦理愈不能畫一。山東・安徽・雲南鎖帶鐵桿・石墩、專爲枷杖之犯而設、未及徒罪以上。直隸・兩湖・福建、則枷杖・徒罪均應鎖帶鐵桿・石墩。直隸徒犯

係在配所鎖帶。兩湖・福建徒犯、則無庸解配、在籍鎖帶五年。廣東徒犯亦然、而杖罪賊犯並不鎖帶桿・墩。四川等省、亦無論杖徒、均分別繫帶鐵桿・石墩、惟徒犯亦不發配。俱屬參差、不能一律。雖一省有一省情形、第係均嚴懲竊匪之意、未便一省一例、致涉紛岐。似應參酌通例、修改畫一。」

この按語において薛允升は、鎖帶鐵桿や鎖帶石礅を規定する条例が全国で画一的に適用される「通例」ではなく各省を対象とした「專例（專條）」であること、そしてそれら「專例」が規定する内容は対象犯罪や刑事処分としての内実がそれぞれ異なることや、「通例」と矛盾する場合もあったことを指摘し、目的はいずれも窃盜を厳しく処罰するところにあるのだから、「一省一例」ではなく画一化すべきであるとする。

薛允升は、鎖帶鐵桿や鎖帶石礅を規定する条例を各省⁽⁵⁰⁾ごとに内容が異なる「一省一例」と称しているが、このような状況がいつ頃から生じたのかに関して、刑律「窃盜」条の（鎖帶鐵桿などを規定する条例ではないものの）他の条例に対する按語において、以下のように指摘する。

乾隆年間は新たに制定された条例は最も多かつたが、その意は詳細にして備わっていることを求めたもので、煩瑣であることは免れなかつた。しかしすべて通例であつて、なお各省の專條は無かつた。嘉慶末年以降は一省一例であるが、これはいかなることか。また世が変わつたことを觀ることができる。

〔乾隆年間、添纂條例最多、意在求其詳備、未免過於煩瑣。然俱係通例、尚無各省專條。嘉慶末年以後、一省一例、此何為者也。而亦可以觀世變矣。〕

「ここで指摘されるように、乾隆期には多くの条例が制定されて煩雜となつたが、それらはすべて「通例」であり、「一省一例」というような「専例」が乱立する状況は嘉慶末年以降に生じたとする。

またより広く清代後期における条例制定に関しては、「清史稿」でも次のように説明される。⁽⁵¹⁾

嘉慶以降、期に按じて開館し、道光、咸豐から同治まで、条例は増加して一八九二条に至つた。思うに清代の定例は宋代の編勅と同じであり、例があれば律は用いないため、律は多く空文化し、例もいよいよ煩雜になつた。その間、前後で抵触し、あるいは律外に加重し、あるいは例によつて律を破り、あるいは一事で一例を設け、あるいは一省や一地方の専門の例があり、さらにはある例から別の例が生じたりした。他の部の則例と食い違うだけなく、一つの例を各門に分掲する場合でも異なつてしまふことがあつた。

〔嘉慶以降、按期開館、沿道光、咸豐以迄同治、而條例乃增至一千八百九十有二。蓋清代定例、一如宋時之編敕、有例不通用律、律既多成虛文、而例遂愈滋繁碎。其間前後抵觸、或律外加重、或因例破律、或一事設一例、或一省一地方專一例、甚且因此例而生彼例。不惟與他部則例參差、即一例分載各門者、亦不無岐異。〕

ここでもまた嘉慶以降の状況として、一つの事項で一つの定例が設けられていたことや、省単位あるいは地方単位の定例が設けられていたことを指摘する。このような定例が章程と呼ばれたことはすでに述べたところであるが、そのような章程の個別的な内容は、「条例の編纂時期になると、ただこれまでに奉じた諭旨と臣下の条奏を議准したものをその都度編入するのみで、全書を統合して条文ごとに修正することをしなかつた〔毎届修例、第將歷奉諭旨及議准

臣工條奏節次編入、從未統合全書、逐條釐正」とあるように、条例編纂の段階でも是正されることなく、そのままの形で条例化されたとする。

薛允升や『清史稿』が指摘する、以上のような鎖帶鐵桿や鎖帶石礮の規定を含む清代後期における章程や条例をめぐる状況認識とその評価について、どのように考えるべきか。

まず状況認識の方であるが、第一に、一つの事項で一つの定例が設けられていたことや「一省一例」に関して、確かに薛允升や『清史稿』が指摘するように、これらは清代後半、特に嘉慶期以降に多く生じたと考えられる。例えば本稿で検討する鎖帶鐵桿や鎖帶石礮については、すでに述べたようにそれ自体は乾隆期にも確認できるものの、中央レベルの章程として「一省一例」の形で規定されるようになるのは嘉慶十六（一八一二）年以降である。その関連で言及した、山東省における鎖帶鐵桿導入以前の厳罰化や陝西省における鎖帶鐵桿に追加する形の厳罰化は、いずれも条例化されているものであるが、これらもまた嘉慶以降における省単位での変更となる。また著者は以前に就地正法を検討したことがあるが、就地正法は道光末年に雲南省において五年間実施することを奏請して裁可されたことが発端であったこと、また太平天国の後の同治、光緒期に至つても各省が中央の間で個別に定めた章程に遵照して行っていたものが主流であったことを明らかにした。⁵² このように清代後半には個別的内容の章程が多方面において確認できることになるが、そのような章程は条例化されたものに限つても枚挙にいとまがない。⁵³

そして第二に、章程の制定経緯などを見ると、刑部の対応としても督撫の提案を単にそのまま採用しているように見受けられることである。例えば先の陝西省の例を見ると、道光十二（一八三二）年に巡撫が鎖帶鐵桿を奏請すれば、「地方を整頓して因時制宜のため〔爲整飭地方因時制宜起見〕」としてそのまま採用することを提案し、⁵⁴ 道光十七

(一八三七) 年にそれでは十分に効果が上がらなかつたとして追加的に厳罰化することを奏請すれば、「悪を除き良を安んじるため「除莠安良起見」⁽⁵⁵⁾としてこれもまたそのまま採用することを提案する。刑部が奏請内容を検討した際に示された採用理由はいずれも一般的な内容と言いうるものであつて、仮に両者が入れ替わつたとしても特に問題となるないようなものである。この意味において刑部は、基本的に提案内容をそのままの形で採用するのみで、それぞれの提案内容の妥当性などを詳細に検討しているようには見受けられない。そうであるとすれば、各省の提案内容を刑部の段階で画一化することなどはどうぜん覚束ないものとなろう。

こうして見ると、薛允升や『清史稿』が指摘する清代後期の章程や条例をめぐる状況認識は、確かに首肯することができる。ただ問題はそのような状況認識から導かれる評価である。薛允升にせよ『清史稿』にせよ、章程や条例の規定内容は本来画一化されるべきであるという方向性で論じていることは明らかであるが、そのような画一化は当時の刑事裁判において唯一希求される価値であったのだろうか。

このことに関して『江蘇省例四編』に収録されている史料が注目に値する。⁽⁵⁶⁾これは刑部から兩江總督に宛てられた咨文をそのまま掲載するものであるが、その咨文の内容は光緒十一(一八八五)年に刑部が皇帝に上奏して裁可されたものである。

刑部は、軍流徒犯の配所からの脱逃が多いため、各省督撫にそれぞれの地方の状況を踏まえて配所での適切な対応を上奏させ、それをまとめて検討することとした。そして督撫からの上奏を受けて刑部は、「事は、束縛して脱逃できないようにすること、また繋ぎとめて脱逃を望まないようにすることの意に他ならず、上奏するところはすべて見るべきところがある「事無非束縛之使不能逃、維繫之使不欲逃之意、所奏均不爲無見」」と評価した上で、その上奏内容

について必要に応じて部分的に修正を加える。それは例え、

四川省は徒流所を設けて各犯に技術を学ばせて生計の道を謀ることを提案するが、それは直隸省と意図するところが同じである。河南省と甘肅省は同じく専門的な拘留施設を設けているのであるから、ただ監視するだけではなく、技術を学ばせるほうがよい。各犯が勤めて労働することを習えば、改悛もさらに容易であろう。

〔四川省則擬設徒流所、令各犯學藝謀生、與直隸用意相合。河南・甘肅既同設有專所、與其徒加看管、似不如亦責令學習手藝。則各犯勤而習勞、遷善更易。〕

とあるように、あくまで各省の対応に即した形で実現可能なより望ましい方法を提起するものであつて、全国的な画一化を目指すものではなかつた。そして刑部は、各省の奏請内容を総括する形で次のように指摘する。

今回の各省が議論するところは、成例と合致する場合もあれば、成例の外において酌量して変通するものもある。それらはすべて因地制宜にして、憲典に綻びがないよう維持することに役立てようとするものである。……成法が異なる場合も、刑部としては、遙かに忖度して強いて一致させようとはしない。まさに各督撫が上奏したところに照らして自ら詳細な章程を策定して、所属に命じて真剣に整頓すべきである。

〔此次各省所議、有與成例相合者、有於成例之外量加變通者。無非因地制宜、求其有濟以維持憲典於不敝。……成法不同、臣部未便遙爲懸度、強歸一致。應由各該督撫、按照所奏、自行定立詳細章程、飭屬認真整頓。〕

ここでは、各省の上奏内容について従来から行われている成例（成法）と合致するものとそれを変通するものがあるとした上で、いずれもそれぞれの地方の状況を踏まえた対応であつて、「憲典」の維持に資するものとする。そのため、各省の上奏において成例を変通する場合でも、刑部としてそれを成例に合致するよう訂正することはせず、（刑部が部分的に変更を加えた箇所はそれを反映させるにせよ）各省がそれぞれの上奏内容に照らして詳細な章程を作成して実施することを求めていた。こうした内容の刑部の上奏が皇帝に裁可されて、各省に通知された。

さてこの上奏にあるように刑部は、各省ごとで対応が異なることについて、それぞれの地方の状況を踏まえた対応として積極的に評価し、あえて全国的に画一化を図ることはせず、その異なる対応に関して各省ごとに詳細な章程を作らせてそれを守らせることとした。このようにして作られた章程が薛允升や「清史稿」が指摘する「一省一例」になつていたとすれば、それは少なくとも刑部においては「憲典」の維持、すなわち現行の法なり裁判制度なりを維持するために必要に応じてなされた改変の結果であつて、内容的に画一化が図られていないからといって、それをもつて否定的な評価が下されるべきものではないことになる。むしろ刑部としては、犯罪に対して適切な刑罰が科されるべきとする当時の刑事裁判が実現すべき最大の価値を前提として、全国的に画一化された成文法や裁判制度を運用するのみでは十分にそれが実現できないとなつた際に、地方を統括する立場にある督撫にそれぞれの地方の状況に応じた章程を作成させ、それを最終的に皇帝が裁可する形で中央レベルの定例として制定することによって、一方ではそれぞれの地方の実情に応じた形でのより適切な対応を可能にし、他方では地方の対応を無限定に容認するのではなく予め決められた範囲内での対応をさせるようにしたと考えられる。このように考えた時、先に紹介した陝西省の例で督撫の提案内容をそのまま採用しているように見受けられることもまた、本来画一化を図るべき刑部の無氣力と否定

的に評価するのではなく、巡撫が自らの省の状況を踏まえて柔軟に対応したことを刑部が採用した結果と積極的に評価すべきこととなろう。

そして以上のこととを条例編纂に引きつけて言えば、嘉慶期以降、「一省一例」という形式であったとしても、各省が定める章程の内容は条例化されることによって律例の中に取り込まれていた。したがって形式的には、それを見る限りにおいて全国における刑罰やそのための手続など刑事裁判のあり方が判明するという意味において、律例はなお全国大での統一法典の形式を維持していた。しかし実際に裁判を行う官僚からすれば、編纂時に章程内容が寸断化されてしまうこともあった条例よりも個別的な章程のままである方が準拠するにあたって便利であり、そもそも章程の存在 자체がその規定内容を際立たせることになったとも考えられる。また章程が制定された段階と条例編纂との間でタイムラグが生じることもあった。したがって、章程が条例化されるに至ったとしても、実務レベルではなお章程に依拠する方が利便性の高いものであったと言えよう。これを律例の側から見れば章程が存在するものは条例を顧みずにして章程に依拠することになるため、実質的な意味における律例の裁判規範としての機能はその分だけ低下することになつたと考えられる。

こうした状況の中、同治九（一八七〇）年をもつて条例編纂が停止し、それ以後は編纂が行われなかつた。このこととに関して「清史稿」は、最後の条例編纂に言及した上で次のように指摘する。

光緒帝は幼くして皇位を継ぎ、編纂を始める暇が無かつた。その上、時勢は多事多難で、章程も山積し、刑部はすでに煩雑であることを憚つて、あえては編纂を議論せず、群臣もまた言及することはなく、因循すること久し

かつた。

〔德宗幼冲繼統、未遑興作。兼之時勢多故、章程叢積、刑部既憚其繁猥、不敢議修、群臣亦未有言及者、因循久之。〕

ここでは光緒期に条例編纂が行われなかつた理由の一つとして「章程の山積」を挙げてゐる。このことを嘉慶期以降の状況を踏まえて考えてみれば、条例編纂が停止されたということとは、数多くの章程が制定されてそれに依拠した裁判が行われるようになつたことにより、もはや形式的意味における全国大での統一法典を編纂することが不要と考えられる程度にまで律例の裁判規範としての機能が低下したことの具体的な表れと見なすことができよう。ここに至つて律例は、もはや刑事裁判全体において依拠すべき規範ではなくなり、あくまでもその一部において依拠すべき規範へと成り下がつていたのである。そしてそれは各省で制定する章程に積極的意義を見出すという刑部の対応から考えれば、ある意味で必然とも言えるものであつた。

以上の清代後期における章程や条例を巡る理解を踏まえて、清代における刑事裁判の類型を考えると、以下のような三類型が存在すると理解できるのではなかろうか。

すなわち、第一の類型として挙げられるのが、清代を通じて存在した「通例型」の刑事裁判である。これは清代を通して存在した主要な裁判の類型であつて、手続法的にも実体法的にも通例、すなわち全国で画一化された内容を持つ律例や制度によつて実施されるものである。この類型として行われる裁判では、官僚に対しても画一化された通例として内容を有する律例への依拠が求められるため、その意味で法的安定性が期待できるものである。そして依拠すべ

き規範としての通例は基本的に永続性が想定されているものであり、また通例としての画一性は条例の定期的編纂において刑部によつて担保されたものであつた。したがつてこの類型では刑部が主導する形で裁判が行われていたと言える。

しかしながら通例型の刑事裁判では、裁判を担当する官僚の恣意的な対応は抑制できるかもしないが、他方で裁判が硬直化することも否めない。そこで登場するのが、第二の類型として挙げられる、こちらも清代を通じて存在した権宜的処置として実現されるところの、「権宜型」の刑事裁判である。これは個別の事案に対して裁判を行う官僚が各自の判断によつて対処するというものであつて、例えば杖斃などがその代表的なものである。⁽⁵⁷⁾ この類型は、裁判を担当する個々の官僚が通例型の裁判では犯罪と刑罰のバランスが実現できないと判断したときに選択されるものであるため、個別事案に対する具体的妥当性は実現できるものの、法的安定性はあまり期待できないものであつた。またこの類型の裁判は制度的な安定性が乏しく、その手続や科される刑罰に関して、事前あるいは事後的に上位者によつて否定される可能性を常に有していた。

そして第三の類型として、主に嘉慶期以降に顕在化した類型としての「章程型」の刑事裁判が挙げられる。これは、各省や各地方の事情に鑑みて通例内容を変更するところの章程に依拠して行われる形の刑事裁判である。こうした章程は基本的には各省の督撫が個別に皇帝に上奏、あるいは刑部に申請して裁可されることによつて制定されるもので、それが条例化される場合もあつた。内容的には、本稿で検討した鎖帯鉄桿や鎖帯石礎のように窃盜や恐喝などの特定の犯罪類型で科すべき刑罰を変更する場合もあれば、強盜などにおける就地正法や解審の免除など特定の犯罪類型において刑罰を科すための手続を変更する場合もあつた。そのような変更はそれぞれの地域の事情に鑑みて行わ

れるため、各省の督撫が主導する形で行われるとともに、変更の単位も地域毎が主流であった。またこの変更は必要に応じてなされるべきものであるため、それを必要とする社会状況が改善されれば元の通例に戻すべきものと考えられ、その意味で通例のような永続性を想定していないものでもあった。そしてこのような章程の存在は、裁判の現場においては章程という規範に依拠して行われるため法的安定性が期待できるとともに、省と中央の関係においては個別事情に鑑みて通例を変更するものであつたため、その意味では一定程度の具体的妥当性も期待できるものであつた。

さて清代の刑事裁判を以上のような三類型として考えられるとすれば、清代中期までは通例型と権宜型であつたのが、清代後期にはそれらに加えて章程型が生じたことになる。

本稿で検討した鎖帯鉄桿や鎖帯石礎は、その早期の段階たる清代中期においては、州県における事実的な対応として選択されたほか、省例に規定されてそれに依拠する場合も存在した。しかし後者の場合であつてもその省例は中央の皇帝や刑部の裁可を得ているものではなく、省と中央の関係においては省レベルの事実的対応と考えられるものであつた。したがつてこの時期の鎖帯鉄桿や鎖帯石礎は、上記三類型のうち、権宜型の刑事裁判において選択される刑事処分であつた。

しかし嘉慶十六（一八一）年の四川総督の奏請を契機として、鎖帯鉄桿や鎖帯石礎は省が申請して中央が裁可する章程に多く規定されることとなつた。清代後期においてもなお権宜型の刑事裁判の結果として科される鎖帯鉄桿や鎖帯石礎は確認できるものの、この時期においては、章程の制定によつてそれに依拠する章程型の刑事裁判において科される鎖帯鉄桿や鎖帯石礎が主流になつたと考えられる。また章程に規定されたことの結果としてその範囲外に援

用する形での権宜型の刑事裁判による鎖帯鉄桿や鎖帯石礎もまた増加したと考えられる。こうした権宜型や章程型の刑事裁判は通例型との関係で言えば、通例型の刑事裁判では具体的妥当性が十分に確保できないことを踏まえ、それを補う形で必要に応じて用いられるものが権宜型や章程型の刑事裁判であるため、その結果として科される鎖帯鉄桿や鎖帯石礎もまた、当然に「一時の創刑」であり「限られた地方にだけ行われ」るものであつた。このように考えた時、鎖帯鉄桿や鎖帯石礎は、それ自体は乾隆期から確認できるものの、就地正法などと同様に、清代後期の刑事裁判の在り様を具体的に体現する刑事処分であつたと言える。

おわりに

本稿では、鎖帯鉄桿や鎖帯石礎の運用について具体的に解説するとともに、それらの知見を通じて清代後期における刑事裁判の三類型を提示した。しかし後者の刑事裁判の三類型に関しては、現段階ではなおその概要を提示するに止まるものであつて、今後も多角的かつ史料に則した具体的な検討が必要である。

そのような検討の方向性あるいは可能性を示唆する一例として、例えば光緒四（一八七八）年に広東省惠州府に設置された讞局に関する以下の史料が挙げられる。⁵⁸⁾

実際に搶劫の重案を犯した場合は、知府である自らが供述を記録して、調べたうえで就地正法を批で命じることを稟請する。もし訊問して、謀殺、故殺、鬪殴および誘拐や窃盜の窩主で、帰るべき原案があつて例として招解すべき場合であれば、該犯を各州県に移送して、証人を呼び出して審議させ、擬に按じて解審する。もし帰す

べき事案がなくも確かに著名な匪棍であれば、すなわち鎖帶石礪の年限を考え、あるいは永遠監禁にし、あるいは枷号として衆に示すこととし、すべて当該州県に送致して擬に照らして発落させる。このほかの一切の情が軽い犯罪者は、ことごとく讞局にて杖責とし、保安总局に交わして、保証人を立てて受け取らせて事案を終了させ る。

〔其有實犯搶劫重案、即由卑府備錄供摺、稟請核明批飭就地正法。倘訊係謀故鬪毆及擄贖姦拐竊盜窩主、查有原案可歸、例應招解者、即將該犯押發各州縣、飭令傳證確審、按擬解勘。若無案可歸、確係著名匪棍、即酌擬礪禁年限、或永遠監禁、或枷号示衆、均經飭發該管州縣照擬發落。此外一切情輕人犯、悉由卑局自行杖責、發交保安總局、取保領釋完案。〕

讞局は発審局と呼ばれることがあるが、京控、上控案件の増加などにより困難が生じた覆審制度を補うものとして嘉慶、道光期以降、各省において創設されたもので、知府などが主管して督撫や按察使の審理する案件の予審を行うとされるところである。⁽⁵⁹⁾ 上記史料はそのような讞局での審理の在り様を示すものであるが、「搶劫の重案」では就地正法を稟請、「謀殺、故殺、鬪毆および誘拐や窃盜の窩主で、帰するべき原案があ」る場合は州県にて執行、「このほかの一切すべき事案がなくも確かに著名な匪棍である場合は鎖帶石礪・永遠監禁・枷号を州県にて執行、「このほかの一切の情が軽い犯罪者」は讞局で杖責とする。このうち、解審は通例型、就地正法は章程型、鎖帶石礪・永遠監禁・枷号および杖責は章程型ないし権宜型の刑事裁判になると考えられる。つまり清代後半に生じた讞局においてもまた、その裁判のあり方を見ると、先に提示した三類型のすべてが確認できることになる。そもそも事案の増加によつて予審を担うとされる讞局が必要になること自体、従来の通例型の刑事裁判のみでは当時の社会状況の現実に対応できない

ことの表れでもあるが、こうして現れた讞局においてもまた刑事裁判の三類型を確認できることは、清代後期における刑事裁判の三類型という在り様を強く示唆するものと言えよう。

ところで、清代の後期には鎖帯鉄桿や鎖帯石礅の規定を含む数多くの個別的な内容の章程が制定されるに至った。こうした状況について刑部の立場から考えると、数多くの個別的内容の章程が制定されることによって、たとえ律例の統一法典としての機能が低下したとしても、「憲典の維持」、すなわち個々の事案における犯罪と刑罰の適切なバランスの実現を追及するという清代の刑事裁判全体の在り様を維持するためには、それはやむを得ない状況であった。否、権宜型の刑事裁判との比較で考えれば、章程型の刑事裁判は、単に具体的妥当性を追及できるのみならず、通例型裁判によって実現が可能な法的安定性をもまた一定の程度ではあるが担保できるものとして、むしろ刑部の側が積極的に導入を企図したとも考えられる。もし後者であつたならば本来ならば通例型の刑事裁判を維持すべき立場にあると考えられる刑部が、逆に積極的にそれを放棄していくことにもなる。

こうした清代後期の状況を踏まえたとき、その後に続く清末の法典編纂事業は中国における刑事裁判を考えるにあたって大きな意味を持つことになる。すなわち清代後期において通例型の刑事裁判の範囲が狭まり章程型の刑事裁判の範囲が広がつたことは、当時において一定程度の法的安定性を維持しつつも具体的妥当性を第一に追及したことの結果として見なし得るものであつた。そうした中、従来の法制を根本的に改めることを目的として新たに統一法典を編纂することは、刑事裁判の在り様を再度通例型中心の方向へ回帰させることを意味する。このことは法的安定性の実現には寄与することにならうが、章程型の刑事裁判が持つところの具体的妥当性の追及という機能に関しては、二者択一的に考えればこれを切り捨てることにつながると考えられる。したがつて清末の法典編纂事業とは、当事者が

実際にどの程度意識していたかは別として、清代の刑事裁判を通じて追求されてきた価値としての具体的妥当性を法的安定性の追及へと大きく転換したこと、すなわち中国における刑事裁判における大方針の転換の具体的な表れとして見なすことが可能ではなかろうか。

」のように考えたとき、近代以降の刑事裁判を考える上でも清代後半の状況は極めて大きな意味を持つことになる。この意味においてもまた、清代後半の刑事裁判に関して多角的かつ具体的な研究が今後とも必要になると考えられる。

(1) 鎖帶鉄桿の史料上の表記として、鎖で結びつけることを意味する「鎖帶」の箇所は、同義の「鎖繫」や結びつけることを意味する「繫帶」などが用いられることがあり、「鉄桿」の箇所は、同じく鉄の棒を意味する「鐵鎗」や「鐵棍」などが用いられることがある。また省略して「鉄桿」あるいは「桿」などと表記されることもあるほか、「桿」字は史料によつて「杆」字が用いられることがある。鎖帶石礅も同様に、史料上の表記として、「鎖帶」が「鎖繫」や「繫帶」、また省略して「石礅」や「礅」などと呼ばれることがあつたほか、別の略称として特に「鎖礅」という表現も数多く用いられた。また「礅」字は史料によつて部首が異なる「墩」字や同音の「礅」字が用いられることがある。本稿では、史料上の表記を除いて原則として「鎖帶鉄桿」「鎖帶石礅」に統一する。

(2) 滋賀秀三「刑罰の歴史」(滋賀秀三『中国法制史論集』[創文社、二〇〇三年]二二二〇頁。原掲は「刑罰の歴史(東洋)」[莊子邦夫等編『刑罰の理論と現実』岩波書店、一九七二年])。その他、戴炎輝『清代臺灣之鄉治』(聯經出版事業公司、一九七九年)六七六~六七七頁や、Mark A. Allee, *Law and Local Society in Late Imperial China: Northern Taiwan in the Nineteenth Century* (Stanford, California: Stanford University Press, 1994) p.237は、「淡新檔案」および波越重之編『新竹廳誌』(新竹廳總務課、一九〇七年。本稿では影印本〔中國方志叢書、臺灣地區第一〕七號、成文出版社、一九八五年)を使用)に基づいて、淡水庁や新竹県における鎖帶石礅について言及する。

(3) 鎖帶鉄桿と鎖帶石礮の刑事処分としての差異の可能性に言及する史料としては、管見の限り、注(18)所掲史料のみである。なお鎖帶石礮に関する同治九年の改正条例では、鎖帶鉄桿や鎖帶石礮が科されたまま逃亡したりもめごとを起こした場合に「鎖繫巨石」とすることを規定しており、鎖帶鉄桿や鎖帶石礮より重い刑事処分として「鎖繫巨石」が位置づけられている(光緒『大清会典事例』卷七九〇、刑律賊盜「竊盜」条、条例など)。

(4) “(Plate 12) A Malefactor chained to an Iron Bar” in *The punishments of China, Illustrated by twenty-two Engravings* (London: 1808). リの絵は、明治大学博物館に展示物として陳列されている同書から該当箇所を撮影したものである。本稿への掲載にあたっては同博物館より許可をいただいた。記して謝意を表する。

(5) 後掲する【表】にあるように、広東省に関しては嘉慶十七〔一八一二〕年に鎖帶鉄桿を規定する章程が制定されたことを確認できるが、それ以前の状況は不明である。この絵が広州でのものであるとすれば、この章程以前のこととなるため、現場の事実上の対応たる権宣的処置として用いられていたものであろうか。

(6) 例えば注(16)所掲史料にあるように、窃盜の場合、発覚して処罰されるにあたって何回犯行が行われていたかが裁判において問題となることがあり、複数回の場合は「疊竊」などと呼ばれた。「疊」は「疊」の異体字である。

(7) 嘉慶十七年の上諭(『仁宗実録』卷一百五十五、嘉慶十七年三月癸未)によると、広東省での鎖帶鉄桿について「毎枝定限四十斤」とあるが、四十斤は約二十四kgである。

(8) 「繫禁」は注二十六所掲史料など。「礮禁」は注五十八所掲史料など。

(9) 『大清律例按語』卷一〇三「恐嚇取財」条、道光十九年条例。

(10) 注(21)所掲史料。

(11) 注(2)所掲『新竹廳誌』。

(12) 例えば、鎖帶石礮犯が逃亡を企てていると総甲が稟で報告したことに対し、薬草を取りに行くよう総甲に指示されるも、その時に行かなかつたために逃亡の疑いをかけられたと弁明する檔案(『淡新檔案』三三三三〇七一一七、三三三三〇七一九)や、鎖帶石礮犯が病没することに關する檔案(『淡新檔案』三三三四〇一一四五)などが挙げられる。なお「淡新檔案」一四〇七一一二之二には、光緒十四年の段階で新竹県が拘禁する種類と人数について「囚犯十二名」「押犯四十名」「礮犯十五名」とあるが、注(2)所掲『新竹廳誌』の説明内容から判断すれば、囚犯は監獄に監禁される強盗や海賊など重大犯罪

- の犯罪者など、押犯は押館に監禁される鬪殴の情軽き者や輕罪犯など、敵犯は總甲館に監禁される窃盜などによる鎖帶石礅犯と考へられる。
- (13) 福建省『省例』刑政例上、「防範徒犯章程」(乾隆十七年)。
- (14) 権宜的処置については、例えば拙稿「恭請王命考——清代死刑裁判における「權宜」と「定例」——」(法制史研究五十四号、二〇〇四年)を参照。
- (15) 著者が確認した『大清律例会通新纂』、『大清律例彙輯便覽』、『大清律例增修統纂集成』には、いずれも同内容の獄具図が掲載されている。
- (16) 『治浙成規』卷七、臬政「禁帶鐵鎗石礅」(乾隆五十六年)。
- (17) 窃盜の罪は、「窃盜」条の律文、刺字を消したことの罪は、「起除刺字」条の条例に規定がある。また律例において併合罪は吸收主義を採用する(「二罪俱發以重論」条)。なお盜案については刑罰が笞杖枷号相当でも督撫の裁可を要したことについては、拙稿「詳結——清代中期における輕度命盜案件処理」(『法學』六十三卷四号、一九九九年)を参照。
- (18) 福建省『省例』刑法例下、「凡蠹役滋事詐贓罪犯在徒罪以下、分別鎖掛鐵鎗」(乾隆五十四年)。
- (19) 『湖南省例成案』刑律賊盜卷三、窃盜「芻獲窃賊究出次數貯數量爲區別」(乾隆二十四年)。
- (20) 『大清律例通考』の当該条例の按語によると、この条例は雍正七年に制定され、その段階では辺衛充軍が規定された。これが乾隆二十三年に新疆への発遣と変更となり、翌二十四年にはその発遣を暫時停止し、同年六月の定例では「發雲貴兩廣極邊烟瘴充軍」と改められた。そして乾隆二十九年にまた新疆への発遣と変更になり、同三十二年には内地への発遣と改められた。このように、この条例の規定内容は乾隆二十年代から三十年代にかけて何度も変更がなされているが、乾隆二十四年のこの省例は、乾隆二十三年の新疆への発遣に変更されたことを反映する内容となっている。
- (21) 『湖南省例成案』名例律卷二、徒流遷徙地方「軍流徒犯分別安置當差不許倚恃罪犯勒索養膳」(乾隆二十四年)。
- (22) 『湖南省例成案』刑律賊盜卷三、窃盜「盤獲積匪查照北省辦理章程改擬」(乾隆三十一年)。
- (23) 『湖南省例成案』名例律卷二、徒流遷徙地方「安置軍流設法營生以免脫逃」(乾隆二十七年)。
- (24) 『湖南省例成案』吏律職制卷三、貢舉非其人「州縣考試文武童生送府冊後彙計總數蓋印 救火照舊辦理 改發雲貴兩廣安置之犯州縣每遇朔望點卯時申明例禁訓諭內有不安本分之人置備木靴鐵桿套足二三年悔過釋與尋常流犯一律安插」(乾隆三

十四年)。

(25) 例ええば恭請王命に関するても、その早期の段階では王命旗牌を持ち出すことが判る具体的な表現が用いられ、統一的な用法が存在しなかつた。しかしその後、乾隆中期以降にはほぼ「恭請王命」という表現に定着した。注(14)所掲拙稿を参考照。

『刑案匯覽』卷十六、「川省縉匪酌加枷號繁帶鐵桿」。

刑律「白昼搶奪」条の条例には、四川省を含む複数の省を対象とする規定が存在する。

次注所掲史料。

『刑案匯覽』卷十六、「陝省縉匪仿照川省辦理」。

那彥成「那文毅公三任陝甘總督奏議」卷二十五、「綏靖終南」嘉慶十六年十二月三十日奏。

『刑案匯覽』卷十六、「東省竊盜仍歸舊例酌帶石敵」。

『大清律例按語』卷八十一、「刑律賊盜」「竊盜」条、嘉慶二十四年条例。

(33) 『清代官員履歷檔案全編』(華東師範出版社、一九九七年)二冊六〇七頁「程含章」、道光『封川県志』(成文出版社、一九七四年)「職官」嘉慶朝。彼は元々「程」姓であったのを「羅」姓に改め、後に「程」姓に復しており、『封川県志』では「羅含章」と表記される。なお『封川県志』「宦績」の彼の伝によると着任は嘉慶七年となつていて、本稿では着任した知県の名前が列挙される「職官」の記載に依つた。

(34) 黄靜嘉編校『諺例存疑重刊本』(成文出版社、一九七〇年)。

省例レベルでは発遣の代替刑として用いられることがある。注(40)所掲史料を参照。

『大清律例按語』卷一〇三、「恐嚇取財」条、道光十九年条例、按語。

『那文毅公二任直隸總督奏議』卷六十九、「搜弭盜源」道光六年五月初一日奏。

『刑案匯覽』卷十六、「直隸杖罪賊犯酌加枷號鐵桿」。

『江蘇省例』臬政、同治七年「枷杖之犯鎖帶鐵桿」。

『四川通飭章程』卷一、「外結構犯脫逃緝獲擬辦章程」。

『四川通飭章程』卷一、「繫帶鐵桿脫逃人犯罰銀記過章程」。

鎖帶鐵桿・鎖帶石敵と清代後期刑事裁判

- (42) 以上、「淡新檔案」三三三〇七一七。
- (43) 以上、「淡新檔案」三三三〇七一一三。なお、「淡新檔案」三三三〇七一一四是、この犯罪者が判決内容を承服したこと
を示す手摹である。
- (44) 以上、「淡新檔案」三三三〇七一三一、三四。
- (45) 例えば「兩廣總督楊琳等奏陳獲盜情形並擬為首正法為從割斷懶筋摺」(『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』)、「江蘇古籍出版社」
一九八六年)一冊一六七、雍正元年四月二日)など。
- (46) 「淡新檔案」三三三〇五一一一八。
- (47) 「淡新檔案」三三一七一四。
- (48) 「淡新檔案」三一一〇一一一六。
- (49) 「讀例存疑」卷二十八「竊盜」条、条例附載按語。
- (50) 「讀例存疑」卷二十八「竊盜」条、条例附載按語。
- (51) 『清史稿』卷一四二、刑法志一。
- (52) 拙稿「清末就地正法考」(『東洋文化研究所紀要』第一四五冊、二〇〇四年)。
- (53) 試みに「讀例存疑」より、対象地域が限定される条例に関して、広東省での犯罪に関する条例数とその制定時期とを示すと次のようになる。
- | | | |
|-----------|----|-----------------------------------|
| 「違禁取利」条 | 1条 | (嘉慶九年)。 |
| 「盤詰姦細」条 | 1条 | (雍正期)。 |
| 「謀叛」条 | 1条 | (乾隆五十七年)。 |
| 「強盜」条 | 2条 | (嘉慶十六年、道光二十五年)。 |
| 「竊盜」条 | 1条 | (鎖帶鐵桿や鎖帶石礅の規定で広東省は道光二十七年)。 |
| 「恐嚇取財」条 | 5条 | (道光四年、道光二十五年、道光二十五年、道光二十七年、咸豐三年)。 |
| 「盜賊窩主」条 | 1条 | (道光二十五年)。 |
| 「鬪殴及故殺人」条 | 3条 | (道光一年、道光一年、道光三年)。 |

「在官求索借貸人財物」条 1条（明問刑条例）。

(54) 『大清律例按語』卷九八「恐嚇取財」条、道光十四年条例、按語。

(55) 『大清律例按語』卷一〇三「恐嚇取財」条、道光十四年条例、按語。

(56) 『江蘇省例四編』臬例、光緒十一年「部咨彙核各省安置軍流徒犯章程」。

(57) 杖斃については拙稿「杖斃考——清代中期死刑案件処理の一考察——」（『中国——社会と文化』十七号、二〇〇二年）参照。

(58) 張聯桂『問心齋學治續錄』卷二「請變通裁減惠州諫局以節糜費稟」（『明清法制史料輯刊』第一編第三十冊、國家圖書館出版社、二〇〇八年）。

(59) 李貴連・胡震「清代發審局研究」（『比較法研究』二〇〇六年四期）。なおこの論考では發審局の存在を首府、すなわち省都が置かれた府に限定しているが、本稿で提示する史料から考えても、必ずしも首府に限定する必要はないと考えられる。

【付記1】本稿は平成二十一年度専修大学在外研究員（第一種）特別研究員による研究「清代刑事裁判における「解審」の変容に関する実証的研究」の研究成果である。

【付記2】二〇一〇年八月十八日から二十日に行われた第二十九回東洋法制史研究会夏合宿において本稿の中間報告を行い、参加者から有益なご意見を賜った。記して謝意を表する。